

平成 21 年 5 月

第 3 回郡上市議会臨時会会議録

平成 21 年 5 月 28 日（木）開会

平成 21 年 5 月 28 日（木）閉会

郡 上 市 議 会

平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会 会期日程

平成 21 年 5 月 28 日開議 （会期 1 日間）

日 程	月 日	曜	開 議 時 間	会 議	内 容	備 考
第 1 日	5 月 28 日	木	午前 9 時 30 分	本会議第 1 日目	開会・会期決定・議案 上程・提案説明・審 議・採決・閉会	議 場

平成21年第3回郡上市議会臨時会会議録

第 1 号(5月28日)

議事日程	1
本日の会議に付した案件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
市長あいさつ	4
議案第123号について(提案説明・質疑・討論・採決)	6
議案第124号について(提案説明・質疑・採決)	11
議案第125号について(提案説明・採決)	23
議案第126号について(提案説明・採決)	25
議案第127号について(提案説明・採決)	26
議案第128号について(提案説明・採決)	28
議案第129号について(提案説明・質疑・採決)	29
議案第130号について(提案説明・質疑・採決)	32
議案第131号について(提案説明・質疑・採決)	34
議案第132号について(提案説明・質疑・討論・採決)	38
議案第133号について(提案説明・採決)	45
議案第134号について(提案説明・質疑・討論・採決)	46
議案第135号について(提案説明・採決)	51
報告第4号について	52
市長あいさつ	52
議長あいさつ	52
閉会の宣告	53
会議録署名	54

平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会付議議案

- 議案第 123 号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 124 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市一般会計補正予算（専決第 1 号））
- 議案第 125 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市老人保険特別会計補正予算（専決第 1 号））
- 議案第 126 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号））
- 議案第 127 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号））
- 議案第 128 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号））
- 議案第 129 号 専決処分した事件の承認について（高規格救急自動車の取得）
- 議案第 130 号 専決処分した事件の承認について（コミュニティバスの取得）
- 議案第 131 号 専決処分した事件の承認について（緊急通報システム端末機の取得）
- 議案第 132 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 133 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 134 号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 135 号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 373 の指定管理者の指定について

平成 21 年 5 月

第 3 回 郡 上 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 21 年 5 月 28 日(木) 開 議

(第 1 日)

郡 上 市 議 会

1. 平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会議事日程（第 1 日）

平成 21 年 5 月 28 日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議案第 123 号 専決処分した事件の承認について(郡上市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程 4 議案第 124 号 専決処分した事件の承認について (平成 20 年度郡上市一般会計補正予算
(専決第 1 号))
- 日程 5 議案第 125 号 専決処分した事件の承認について(平成 20 年度郡上市老人保険特別会計補
正予算 (専決第 1 号))
- 日程 6 議案第 126 号 専決処分した事件の承認について(平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会
計補正予算 (専決第 1 号))
- 日程 7 議案第 127 号 専決処分した事件の承認について(平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計
補正予算 (専決第 1 号))
- 日程 8 議案第 128 号 専決処分した事件の承認について(平成 20 年度郡上市介護保険特別会計補
正予算 (専決第 1 号))
- 日程 9 議案第 129 号 専決処分した事件の承認について (高規格救急自動車の取得)
- 日程 10 議案第 130 号 専決処分した事件の承認について (コミュニティバスの取得)
- 日程 11 議案第 131 号 専決処分した事件の承認について (緊急通報システム端末機の取得)
- 日程 12 議案第 132 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程 13 議案第 133 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程 14 議案第 134 号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 15 議案第 135 号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 3 7 3 の指定管理者の指定
について
- 日程 16 報告第 4 号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3.出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡邊友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4.欠席議員は次のとおりである。(なし)

5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院		国保白鳥病院	
事務局長	池田肇	事務局長	酒井進
郡上市			
代表監査委員	齋藤仁司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日 置 良 一	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利 郎
議会事務局 議会総務課長 補 佐	山 田 哲 生		

開会及び開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には大変ご多用の中、御出席いただきありがとうございます。

ただいまから、平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会を開会をいたします。

本臨時会は、議案が 13 件、報告が 1 件であります。

どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、御了承願います。

（午前 9 時 3 4 分）

会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員には 7 番 山田忠平君、8 番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（美谷添 生君） 日程 2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る 5 月 20 日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 5 月 28 日の 1 日としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 5 月 28 日の 1 日と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配布してありますので、お目通しをお願いします。

また、代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

市長挨拶

議長（美谷添 生君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いします。

日置市長。

市長（日置 敏明君） おはようございます。

平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明をさせていただきたいと存じます。

本日、平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御参集をいただきまことにありがとうございます。

今般の臨時会は、職員等のいわゆる夏季一時金の支給について 0.3 月分の減額措置を講ずるために緊急に関係条例の改正をする必要があることから、6 月定例会招集の直前ではありますが、急遽議会を招集させていただいたものでありますことに対しまして、まずもって御理解を賜りたいと存じます。

さて、メキシコ、アメリカを中心に世界的に感染が拡大している新型インフルエンザにつきましては、去る 5 月 9 日に国内において初めてとなる感染者が確認されて以来、その後、各地で患者が発生し、今後感染が更に拡大する可能性もいまだ消えてはおりません。本市といたしましては、4 月 28 日に郡上市新型インフルエンザ対策本部を設置したところであり、国、県、及び関係機関等との緊密な連携のもと、市民への適切な情報提供をはじめとする各般の対策に今後とも万全を期して参る考えであります。

次に、国においては景気対策を現下の焦りの課題としてとらえ、一つ、緊急的な対策、二つ、将来へ向けての政調戦略、三つ、安心と活力の実現、この三つを柱といたします追加の経済対策を講ずることとして、そのための平成 21 年度予算の補正予算が目下審議されているところでございます。市としましては、国会審議の動向を注視しつつ、国、県の対策と連動し、適時適切な経済対策をとって参りたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、本議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案番号を若干前後いたしますが、まず、議案第 132 号から 134 号までが、冒頭申し上げました、夏季一時金のカットに関するものでございます。一つ、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、二つ、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例、三つ、郡上市職員の給与に関する条例の何れもそれぞれについて一部を改正するものであります。

何れも今回の人事院勧告にかんがみ、また、郡上市としても必要な措置と判断し、本年 6 月に支給する期末勤勉手当を 0.3 月減額するものであります。

続きまして、議案第 135 号は郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 373 の指定管理者の指定について、指定する団体の変更を行うものでございます。

次に議案番号、戻りまして、議案 123 号から第 131 号までの 9 件は何れも専決処分をしたものについて議会の承認を求めるものでございます。

条例改正といたしまして、郡上市税条例等の一部を改正する条例について。そして、予算の補正に

関するものとしたしまして、一般会計の補正予算をはじめとしたしまして5件、それから、財産取得に関するものして3件でございまして、何れも年度内に急を要するものとして専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が本臨時会上程をいたしました議案13件の概要でございます。その他、専決処分の報告1件がございまして、議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたさせますので、御審議のうえ御議決を賜りますようお願いを申しあげまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（美添谷 生君） ありがとうございます。

議案第123号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美添谷 生君） 日程3 議案第123号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） おはようございます。ごくろうさまでございます。

それでは、議案第123号につきまして御説明をさせていただきます。専決処分した事件の承認について、（郡上市税条例等の一部を改正する条例）。郡上市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求め。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。

この税条例の改正でございますけども、本来ですとこの本文あるいは、その後ろに付けております新旧対照表で詳しく御説明するのが本意でございますが、なかなか大変ややこしいといいますが、前後もしてございます。全協の折にも別にその辺をまとめました資料で、全協の折には本概略を御報告しましたが、今一度今日は概略並びにその改正のポイントといいますが、要点を、その特に郡上市に関わりのあるところを中心に御説明させていただき、その他のところは簡略に御説明するということと進めさせていただきますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

そうしますと資料を見ていただきたいと思います。まず、改正の趣旨でございます。地方税法、さらには同施行例等、そして施行規則、この3つの制度がそれぞれ平成21年3月31日付をもって公布されまして、原則同4月1日から施行されるということにともないまして、市の関連します税条例の一部につきましても改正をしたということで、今回御報告し、御承認をお願いするということでございます。

それで、改正の概要でございます。ここで、大きく4点、これ以外にももちろんある訳なんですけど、大きく4点上げてございます。その1つが個人住民税における住宅ローン特別控除が今回創設された

ということで、従前この関係の所得税のところでの控除はありましたが、今なお景気不良といいますが、住宅のそういった建設促進等のひとつの絡みからこういった創設がなされたということでございます。

後ほど中のほうでも御報告しますが、
、
ということで上げておりますようにローンの控除可能額のうち所得税で控除しきれなかったものが、あるいは
にありますように、所得税の課税総所得金額の額に100分の5を乗じて得た額、ただし9万7500円を超える場合はこの額のどちらか少ないほうで控除するという制度が今回できたということでございます。

それから2点目でございます。これは株式に関係します配当であるとか、譲渡の場合のそういった譲渡益の軽減税率を去年の税制の改正の折に、今年の1月1日から従前の率に戻すと、いわゆる20%に戻すということと、それから加えて特例ということで、株式の場合は配当100万円以下の部分、それから譲渡益につきましては500万円以下の部分に10%ずつをそれぞれ課税をということで、継続されてございました。

そんな景気の状態をかんがみて、昨年12月まで従前の状況をさらに期間の延長をして、23年の12月末まで行うということでの期間延長の措置がとられたことにもなって、市の条例を改正するといった内容でございます。

それから3点目についてでございますけれども、医療関係での税制優遇措置がとられたということでの対応といたしまして、いわゆる救急医療を取り扱われる病院の非課税の措置が創設されたということが1点でございます。

そしてもう1つ2ページ見ていただきますと、同じく医療関係ですけれども、ここでは医療に従事する看護師であるとか、歯科衛生士さん等を養成する施設があるわけなんですけど、現行と改正内容に書いてございますようにこれまでは公的機関あるいは特定医療法人といった限られたところで、そういった非課税措置がとられておりましたが、そういう養成、人を多く輩出するということから加えて社会医療法人であるとか、社会福祉法人であるとか、健康組合であるとかといった団体につきましてもそういう設置する場合も非課税対象にするということで、間口が広がるというか、対象が広がったということが主な改正内容となっております。

それでは、具体的な改正内容につきまして3ページ以降若干お時間をいただき御説明します。

まず、市の条例の一部改正、第1条に関連するところですが、その最初の第36条の2ということで上げてございます。これは昨年度寄付金の関係の制度が大幅に変わりましたが、それに関連しまして括弧の中に書いてございますように、「市・県民税寄付金税額控除申告書」を今回新たに作りましたので、そういったものがここに加えられたということでございます。

それから次の38条、そしてその下の47条の2から47条の5までの改正でございますが、これは中身が1つのものございまして、昨年度の年金の受給者ですが、その年金の受給者の特別控除、特

徴の中で年金とか給与の他に所得があった場合、いわゆる不動産等の例えば貸付収入があった場合にそちらの特徴から引けるというような位置付けといたしますが、制度になりましたが、中段のところのちょうど真ん中に書いてございますように、年金所得に係る特別徴収税額に加算して徴収することとされていたが、国の方針により、当面の間は実施しない、まあ従前どおりですね、その扱いはしないということで改めるということでございます。これはシステムの関係でのそういった準備が間に合わないということから、当然見送るという措置がとられるということでございます。

それから54条の6のところの改正。これは土地改良法の関係で、そこに定めております引用条項のずれということで、特段の内容の変更はございませんのでお願いをいたします。

それから56条から裏面の下3分の2のところまでの、58条の2、59条、ここの関係の改正でございますが、これは先ほど概要のところでも触れましたように医療機関への優遇措置ということで内容をそれぞれ述べております。特に56条のところでは現行制度と法の改正の内容ということで書いてございますが、先ほどいいましたように、いわゆる非課税措置の拡充ということから社会医療法人等をここで加えて、充実を図るということでございますし、58条の2、59条につきましては、いわゆる救急医療の関係での、そういう非課税扱いにする場合の関係します記載事項をそれぞれここで定めておるといった内容のものでございます。

それから次に、附則の第7条の3から附則の第8条第2項の改正、それから裏面へいきまして、5ページの上段のところまでですが、ここにつきましてはいわゆる今の概要のところでも述べましたが、住宅ローンに関係します特別控除の創設にともないまして関係します条項をここで定めたということでございます。

その内容につきましては、先ほど控除の額につきましては御説明しましたが、5ページ見ていただきまして、その適用期間ですが21年から25年までに入居された方が対象であるということですし、22年から35年までの個人住民税について適用になりましたよ、ということ、それから、手続きとしましては申告は不要だということでもいわゆる給与支払報告書等で行いますので、そういった別段の申告はいりませんとか、それからこのことに伴います減収に対する措置でございますが、減収補てん特例交付金でもって補てんされるといった内容。そしてもう1つは、従前の住宅ローン特別控除に対する経過措置につきましてもここで定めてございまして、20年度から28年度までの個人住民税についても適用しますよ、といった内容のものでございます。

それから次の附則の10条、これは関西文化学術研究都市建設促進法という法律がございまして、その配信の伴うものですのでよろしくお願ひしたいと思います。条文を整理するだけでございます。

その次は附則の10条の2、こちらにつきましては高齢者の関係します優良住宅の減額措置があるわけなんですけども、その対象に従前なかった、いわゆる政府の資金といたしますが、補助を受けた住宅につきましても適応をしますよ、ということで制度の拡充がなされたといった盛り込みでござい

す。

それから次に附則の 10 条の 3 でございます。これは阪神・淡路大震災に関係しますところのいわゆる固定資産税の減額措置が設けておられましたけども、その適応年度が 20 年度までということで削除する、いわゆる時限がきて削るものでございます。

それから次の附則の第 11 条以下、裏面の 6 ページの中段のところまで附則の第 15 条の 2 までの内容でございますが、これは今年度、固定資産税の評価替えということでその年になってございます。その評価替えに関連します措置等々の延長ということで、これまで 18 年度から 20 年度までとしておりましたのを 21 から 23 ということで、むこう 3 年間、課税標準の取り扱いであるとか、それから附則の 12 条から 15 条の 2 のところでは、同じように負担の取り扱いについて、そういった調整措置を現行のかたちをむこう 3 年間延長しますよ、ということで内容に変更がきたすのではございませんが、期間がそれぞれ繰り延べるという手続きでございます。

それからとびましたが、附則の 11 条の 3、これは税法の改正に伴いまして、鉄軌道、レール等の用地に関係します特例が定まっておりましたけども、今回削除されましたので、それを削るということでの条文を整理する文言になってございます。

それから次、附則の第 16 条の 3 以下次の 7 ページの上段の 20 条の 4 まで書いてございますが、これは附則でそれぞれ特例、いわゆる株式の配当のことですとか、土地の譲渡でありますとか、もろもろの特例がここで定まっております。今回、この説明欄を見ていただきますと書いてございますように、創設されました住宅ローンの特別控除の関係をそれぞれ読み返るようにここに読み込んだということが改正の内容になってございます。

そして附則の第 19 条でございますが、ここでは特定管理株式、ちょっと馴染みが薄いですがけれども、いわゆる株の取引等を証券会社等に委ねてそこで経理、管理をしてもらっておる内容のものにつきまして、その払い出しがこの 1 月 4 日以降、指定管理株式であった株式が、1 月 5 日以降に口座から払い出された場合の対応につきまして、売買しないことがわかる証明書があれば加えますよと、その扱いに、といったことでございます。ちょっと馴染みの薄いものでございます。

それから次の附則の第 20 条でございますが、このことにつきましては租税措置法の改正がありまして引用しております条項がずれたということで修正をするもので内容に変更はございません。

そして次に、市の条例の改正の第 2 条ということで書いてございますが、附則の 10 条の 2 に改正内容がございまして、ここでは長期優良住宅の普及に関する法律ということで、施行はこの 6 月 4 日ということで、まだ先ではございますが施行されます。そのことに合わせまして、その申告すべき書類といいますが、記載事項等を定めるということでの内容と一部条項のずれも修正してございます。

それから最後になりますが、同じく一部改正の第 3 条ということで定めてございますが、この 8 ページを見ていただきますと附則の第 1 条と第 2 条を改正してございます。これは先ほどの概要のと

ころでもふれましたが、株式の配当とか譲渡の所得につきまして、この1月以降いわゆる従前の率に戻すとしてございましたが、こういった景気の状態下の中でこれまでの措置を更に3年間、23年の12月31日まで延長するという内容で改正をさせていただくという内容のものでございます。以上、はしりましたがよろしくお願ひいたします。

議長（美添谷 生君） それではただ今より質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 13番 尾村 忠雄君。

13番（尾村 忠雄君） 13番尾村です。

郡上市条例等の一部を改正する条例につきまして、1つお聞きしたいのですが、第59条の社会医療法人でございますけれども、第59条、5つの事業をクリアすると固定資産税が無税になるというようなことなんです、郡上市には該当する法人がない、そして県下には私が知っているところでは2つの病院があるとお聞きしておりますが、この件について郡上市でもそういった病院が出てくるのかお聞きをしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） はい。この社会医療法人でございます、今、議員がおっしゃいましたように全国では30ありまして、県内ではそのうち2つ、津田記念病院と松波総合病院が該当になっておるということで、指定をされております。今のこの該当をやる場合、いわゆるここに書いてございますように、5つの事業それぞれ定めの中でそのうち1つ以上を実施することが条件と定めがなっております、その辺のクリアができれば社会医療法人になる前提になっておりますので、市内の病院でですね、そういう位置付けができるかどうかにつきましては現在のところこういった改正にはございませんので、すぐこういう医療法人に移行するということはない。

また、市民病院につきましてはあくまでも市立のそういう施設でございますので、特定医療法人ということで認定されておりますが、それが市内で一番大きな病院ということでございますので、素人からしましても当面こういう法で定めるような医療法人が立ち上がるということは難しいのではないかと考えております。

議長（美添谷 生君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 4番 野田 龍雄君。

4番（野田 龍雄君） これは国の条例、法の改正によるものですので、地方議会では如何ともしがたいと思っておりますけども、そのうちいくつか問題があると思っておりますが、特に株式等の譲渡或いは配当に対する軽減税率の延長という問題、これは前から問題になっておりまして、現行の株式等のいろんな問題がある中で、これを本当に正しく規制していくということが非常に大事になっておるといふ論議がはじまっておるといふことも聞いておりますけども、今回引き続き軽減措置を2年間延長すると、このことは郡上などではそれほど大きな影響は多くの方が対象にはなっていないと思っておりますけども、株によって大きなお金が動く現在の状況の中で、どうしても大株主の優遇に繋がるということの問題があると思っておりますので、この点この条例に対して、そのまま、はいそうですかということがいえんのではないのかということが私は思いますので、この条例に対して反対の意見を申し上げます。

議長（美添谷 生君） 原案に反対の討論がございました。

原案に賛成の諸君の討論はございますか。

討論は無いようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

原案の賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（美添谷 生君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第123号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第124号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美添谷 生君） 日程4 議案第124号専決処分した事件の承認について（平成20年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。山田総務部長。

総務部長（山田 訓男君） 議案第124号、専決処分した事件の承認について（平成20年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めます。平成21年5月28日提出。郡上市長 日置敏明。

おそれいりますが、1ページをお開きいただきたいと思っております。平成20年度 郡上市の一般会計補正予算 専決第1号は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,973万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億802万4,000円とする。

第2項につきましては、省略をさせていただきます。

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による、でございます。

おそれいりますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費の補正でございます。1追加、2の総務費、総務管理費、情報管理事務経費425万3,000円でございます。この内容でございますけども、LG1といひまして総合行政ネットワークといったシステム、これは国とかそれぞれの地方公共団体と繋がっているシステムでございますが、その更新を予定してございました。ところが景気の関係で機器の調達に時間がかかるといひますが、手間が喰ひまして、年度内にどうしても難しいという状況下からこうした手続きをとらせていただいております。

それから次の教育費の中学校施設建設事業費583万5,000円。この内容でございますが、西和良・和良中学校、いわゆる統合中学校に関係します実施設計等の中で構造適合判定といった審査をこの機会に受けなければならないといった指示といひますが、確認申請の折にそういったことがらが出てきて、年度内のそういった対応が難しいということから、今回この措置をとらせていただきました。

それから2の変更でございます。

商工費の観光施設整備事業3,600万円を0円にすると、これは後程歳入歳出のところでも出てきますが、予定をしてございました国の補助の見込みがたたないということが判明しましたので、今回取り下げると、0にさせていただくということでございます。

それから7の土木費、道路橋りょう費の合併特例道路整備事業1,430万4,000円、額の変更でございまして1,968万9,000円ということでそれぞれ事業の確定に基づきまして額の変更させていただくということでございます。それからその下の過疎対策道路整備事業4,524万5,000円を5,304万4,000円にこれも同じく契約等の入札の結果、額の確定ということがございまして、このように変更をさせていただくということでございます。

それからその下の都市計画費のまちづくり交付金事業2億8,330万円を2億8,442万4,000円。用地補償等の関連から事業費が確定してきましたので、変更させたことということでございます。

それから7ページをお願いをしたいと思います。地方債の補正でございます。変更です。ここでは、それぞれ事業の確定に伴いまして、その定めております額を変更するということでの手続きですが、限度額のみ御報告しまして御説明に代えさせていただきます。最初に一般単独事業14億5,380万円を14億3,910万円に。それからその内容の中で合併特例事業ですが、13億4,690万円を13億3,220万円に。それから辺地対策事業、7億3,050万円を7億2,710万円に。それから過疎対策事業でございますが、3億8,140万円を3億7,600万円にということで、それぞれ額の変更をお願いするものでございます。

それでは、10ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。地方譲与税の自動車重量譲与税でございます。今回、2,736万8,000円増ということで上げてございます。これは額の確定ということでそれに基づくものでございます。それから次に、地方譲与税の地方道路譲与税。ここでは減額

の172万7,000円。これも額が確定してきまして、落とさせていただくということでございます。次、利子割交付金でございます。227万4,000円の増、これも確定に伴うものであります。それから次の配当割交付金、減額の690万円これも確定をしたということで、それに伴うものでございます。次に株式等譲渡所得割交付金、減額の856万6,000円、このことも同じであります。それから次の地方税の地方消費税交付金でございます。1,568万4,000円、これも額の確定に伴うものでございます。それから次のゴルフ場利用税交付金、1,568万5,000円の増、これも同様でございます。それから次、自動車取得税交付金でございます。減額の706万3,000円。これも額の確定に伴うものでございます。

それから12ページを見ていただきますと、地方特例交付金の特別交付金でございますが、710万円の増ということでございます。これは児童手当、さらには減収補てんということでの特例交付金の内容のものでございますが、これも確定をしたということです。それから地方交付税の関係で3億3,909万7,000円、これも額の確定でございます。これは当初、額多くございますが、今の地財計画の示す内容に基づいて、算出をさせていただくものでございますけれども、特別交付税について決算の対比で見ますとそんなに増えておるわけでございませぬが、対当初から見ますとこういうかたちで額が確定したということでございますのでよろしくお願ひいたします。それから次に、交通安全対策の特別交付金35万円の増、これも確定でございます。それから次、国庫支出金の災害復旧費の国庫負担金の1万4,000円でございます。これは土木災害復旧ということで八幡の棚井地区の災害復旧を手掛けてございませぬが、その事業料の確定に伴うものでございます。それから次、国庫補助金の総務費国庫補助金、減額の715万4,000円でございます。説明欄に書いてございますように定額給付金の事務費、さらには事業費等が最終の2月1日のそういった実数等が確定したことに伴いまして、ここでは減額という措置をとらせていただいております。それから民生費の補助金、減額の2,893万3,000円。その1つが児童福祉費の補助金、これは次世代支援ソフトの関係の交付金でございますが、これも精算といえますか、事業の確定に伴うものです。503万2,000円。さらには介護保険事業費の補助金が2,390万円でございます。これは臨時特例交付金の関係のものでございます。処遇改善のことです。それから次、商工費の国庫補助金でございますが、1,800万円、これは先ほど少しふれましたが、省エネ改修ということで郡上八幡博覧館の対応を予定してございましたが、事業が不採択といえますか、見込みが立たないということから減額してございます。それから次の教育費の国庫補助金、総務費補助金ですが、328万3,000円。内訳は就園奨励費の関係で28万8,000円、それから安全・安心な学校づくりということでの交付金で299万5,000円。それから小学校の補助金です。特殊学級の奨励補助で6万7,000円。中学校の同じく奨励補助で5万円ということです。次に県支出金の総務費委託金、選挙費の委託金でございますが、654万9,000円の減額でございます。これは、知事選挙の当初、前回のそういった実施に基づき組みましたが、今回1カ所での開票ということございまして、こんだけの費用がいらなくなったということでございます。次の繰入金です。特定目的基金の繰入1,800万円。

公共施設整備基金からの繰入としまして、減額の 1,800 万円としてございます。これは上の国庫補助のところでもありましたように、博覧館の空調関係で予定を取り崩してそれに充てるとしておりましたものを戻すという措置をとらせていただくということでございます。

次 14 ページを見ていただきますと雑入で 195 万円。これは宝くじの協会からの助成金でございます。それから市債。農林水産業債で農業債 230 万円。これは合併特例債でございます。それから土木債、930 万円の減額ということで、道路橋りょうで 600 万円、河川で 330 万円。何れにしましても合併特例債のそれぞれの事業の確定に伴うものでございます。それから教育債 1,650 万円の減額。内訳としましては、小学校債が 1,210 万円の減額。合併特例債と辺地債でございます。この合併特例債のほうは北濃小、八西の耐震工事に伴うものです。それから辺地債の関係は美並のスクールバスの車庫の関係に伴うものでございます。それから中学校債の 540 万円の減額でございますが、過疎対策債としてございますけれども、これは西和良の統合中学校の関係で事業費が確定したということで、落とすものです。それから次の保健体育債 100 万円の増ということですが、これは白鳥の相撲場建設に関係します費用でございます。

それから次、歳出を見ていただきます。

15 ページでございますが、総務費の総務管理費、一般管理費でございます。715 万 4,000 円の減額、これは賃金以下役務費、委託料、負担金補助で落としてございますが、定額給付金の事務の中で対象人員等が確定をし、当初見込みほどなかったんですが、そういうことでの実施に伴うものであります。それから、財産管理費 5 億 2,144 万円の増ということで上げてございます。これは、財政基金への積み立てということで計上させていただいたことでございます。

それから企画費は、以下のところでこの説明欄に臨時交付金と書きまして、後事業名、今の企画でいいますと、地域公共交通整備事業ということで書いてございますが、先般の二次補正の時に組ませていただきました交付金。そのものにつきましては契約をして翌年度に繰り越すというようなことので定めの中で今回そういった手続きをとって、事業費が確定してございます。その関係上、予算の組み替え等、実質の出入りはなくて、組み替え等、今回その措置をしるところがいくつかございますので、あらかじめよろしくお願いをしたいと思います。それで、企画費につきましては、まめバスの購入 2 台に伴うところで国庫支出金と一般財源と振り替えるということでの措置ということでございます。

次の情報管理費につきましては、地域 IT 活用事業ということでのパソコン購入をお願いしておりますが、その関係で 22 万 4,000 円。これも同じように財源の組み替えということです。

それから次が、選挙費の県知事選挙費 657 万 2,000 円の減額、これは報酬から、次 16 ページ見ていただきますと、賃金、報償費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品費ということでそれぞれ減額措置をさせていただいておりますが、先ほども歳入のところでお話ししましたように前

回の知事選を想定しまして組んでおりまして、実質こらえて1ヵ所で開票というようなことも手伝いまして、これだけの費用が不要ということでの措置をとらせていただくものでございます。それから次、民生費の社会福祉費の社会福祉総務費でございます。ここでも予算の組み替えという措置でございますが、国庫支出金と一般財源の組み替えでございます。摘要のところに書いてございますように、国民健康保険特別会計繰出、これは小那比の診療所の発出工事をさせていただきましたが、その財源の内訳を組み替えるものでございます。

次が障害者福祉の関係です。これはケアホームの整備事業、これも同じように補助をさせていただきましたが、その財源につきまして国庫支出金と一般財源との組み替えをするということでございます。

それから次が老人福祉費で減額の3,355万4,000円でございます。負担金補助、それから繰出金のところで1,331万4,000と2,024万円減額してございます。中身のほうを見ますと、説明欄ですが、後期高齢者の医療事業、これは広域連合への負担金ですが、1,331万4,000円ですが、少なく済んだということで実績に伴うものです。それから老人保健特別会計の繰出2,024万円。これは医療費の確定に伴いまして、市の応分の負担額が減額できるということでございます。介護保険の関係の事業費は、2,390万1,000円の減額でございます。これは当初、例の介護従事者の待遇改善ということで、一般会計のところでこの対応をする予定でございましたが、後ほど特別会計でも出てきますけれども、介護の特別会計のほうで対応が可能ということが判明しましたので、一般会計からはこの額を落とさせていただくという措置のものでございます。

それから民生費の児童福祉費、児童福祉総務費。1,006万4,000円の減額でございます。これは延長保育の対策事業ということでの精算に伴うものでございます。八幡、白鳥の関係での、いわゆる支援対策ソフト交付金といった内容のものでございます。

それから次、保育園の運営費でございます。ここでは財源の組み替えということで、臨時交付金に関係しまして、北濃保育園の耐震関係での費用につきまして組み替えるということでございます。

次18ページをお願いをしたいと思います。衛生費の保健衛生費、保険衛生費総務費でございます。1,129万9,000円の減額でございます。これは簡易水道の特別会計の繰出金ということで、事業の確定に伴うものでございます。

それから環境衛生費、15万6,000円の減額でございます。これも同様、下水道特別会計への繰出金ということで減額してございます。

次に、農林水産業費の農地費の農地総務費で187万7,000円の減額でございます。このことにつきましては下水道会計の農集排に関係します繰出金の確定がしたということで減額してございます。それから土地改良費でございますが、ここでは財源の組み替えということで増減がございませんが、県営の南部広域営農団地に関係します整備事業と、それと中山間地の関係の分担金の額の確定に伴うも

のでございます。組み替えでございます。

それから商工費の観光費で、臨時交付金の関係で観光看板の整備を上げてございまして、財源の組み替え 148 万 6,000 円。国庫出金と一般財源との組み替えるということでございます。それから次に、観光施設費で 3,600 万円減額でございます。これは先ほど来お話してございますが、博覧館の空調の改修に伴う事業費を国の採択が叶わなかったということで落とさせていただくということでございます。

それから次、土木費の土木総務費 282 万 1,000 円の減額でございます。繰出金でございまして、下水道の特環、それから公共に関係するものでございます。

それから次、土木費の道路新設改良費、624 万 8,000 円の減額でございます。ここでは臨時交付金に関係しますものと、そうでないものとございますが、事業費の確定に伴いましてそれぞれ負担金補助交付金のところで 624 万 8,000 円を落としておりますし、さらには財源の組み替えもさせていただいております。それから橋りょう費の維持費ですが、これは橋りょう維持補修、これも臨時交付金の関係で財源の組み替えでございます。

次 20 ページをお願いをしたいと思います。河川費の急傾斜地崩壊対策費でございます。減額の 347 万 5,000 円。負担金補助のところで上げてございますが、事業費の確定に伴いまして、これは美並の八坂と刈安ですか、の 2 ヲ所での事業費の確定に伴うものです。

それから次、河川改良費でございます。これは臨時交付金関係での災害防止ということで護岸工事の事業を上げてございますが、財源の組み替えでございます。

次に消防費の災害対策費でございます。ここも臨時交付金絡みでございまして、防災拠点機能強化事業ということで、発電機或いは投光器の購入をお願いしてございました。その事業が 1 つですし、災害時の要援護者支援対策事業、こちらのほうは簡易トイレ等を避難所へ発注するというような費用を組まさせていただきました。その関係の入札の結果の事業確定に伴うものということで財源の組み替えでございます。

それから次に、教育総務費の学校通学対策費 354 万 3,000 円を減額してございます。これはスクールバス整備事業としまして、美並町のスクールバス車庫の事業費が結果こういった減額できたということでございます。

次が小学校費の教育振興費でございます。特殊教育振興ということで、特殊学級の児童修学奨励費ですが、財源の組み替えでございます。

次が学校建設費で 121 万 3,000 円減額してございます。委託料のところの減額となっておりますが、小学校の校舎整備事業の関係で 121 万 3,000 円。それから臨時交付金の関係します、それぞれ何校かの耐震設計等の調査に入らせていただいておりますが、その辺の事業費が確定しまして財源もそれに合わせて組み替えをさせていただくということでございます。

それから次の中学校費の教育振興費でございます。5万円財源を組み替えてございます。特殊教育、特殊学級の修学奨励費の関係でございます。

それから次が学校建設費の関係で847万5,000円減額してございます。これは委託料等で、いわゆる中学校の建設事業、西和良、和良統合中学校の関係で234万3,000円。それからその下の校舎等整備事業につきましては、耐震関係での調査費とかそれから事業の中での事業の確定に伴うものということをお願いをします。

それから、めくっていただきまして22ページですが、臨時交付金の関係での耐震調査の事業費の確定に伴うものが該当になっております。

それから次が教育費の幼稚園費でございます。280万円の減額です。これは幼稚園の就園奨励事業が当初の見込みよりもそれだけいらぬといいますが、結果を足した数、実績に伴うものでございます。

それから次が、保健体育費の体育施設費でございます。これは相撲場の建設事業の事業費が確定をしたということで、財源の組み替えをさせていただいております。

それから次に災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で2万千1,000円上げてございます。現年災害復旧事業ということで、土木施設災害でございますけども、その費用の確定に伴うものでございます。

それから公債費8,257万9,000円減額してございます。これは償還利子にあたるものでして、当初予算編成は3%ということをお願いをしております。実際借りつけにあたりましたところ、大体1.2から1.8の範囲で借り入れができたということから、減額をさせていただくという内容のものでございます。ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 12番 上田謙市君。

12番（上田謙市君） 19ページの商工費の観光施設費、部長から説明がありました観光施設整備事業3,600万円ですが、今後の見通しをお聞きしたいと思います。このことについて今部長から説明がありましたように、省エネ改修緊急促進事業の補助金1,800万円。そして産業振興公社から寄付による基金から、1,800万円を使って3,600万円を捻出して、博覧館の空調設備を改修するというものですが、博覧館の担当者に聞きますと博覧館は17、18年前オープンしております。そして空調設備もオープン当時の設備のままということのようです。大変老朽化しております、対応年数も過ぎておるといふ状況のようです。昨年6月には重油を使って空調をしておるようですがけれどもバーナーが不良になって空調が利かなくなったということで、入館者があるし、急遽うちわを配ってしのいだと、6月ですんでそ

れで真夏ということはないんでうちを貰ったかたにとっては、後から好評であったということは聞いておりますが、あそこは照明の器具が多くて、展示物に対する。大変それで熱が発生して館内が暑いということも聞いております。

また、大変老朽しておる設備ということで、制御基板があるのですが、それも聞いてみると全国に1つだけしか在庫がないと。廃番になつとるとのことだと思ふんですけれども、その1つが博覧館の設備を持つとどっかに使用されるともうそれで終わりやと。とにかく全国に1つしかない制御基板、在庫やそうであります。

そういうようなことで、これから夏の暑い時期に向かって空調設備が不良になるということになると、大変なことになると心配するわけですが、この改修工事の見通しということについてはどうなっておるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 田中商工観光部長。

商工観光部長（田中義久君） ただ今のご質問の件でございます。

まずもって、この補助事業、2月の臨時議会におきましてお認めをいただいたにもかかわらず、獲得ができずに事業ができなかった点につきましてはお詫びを申し上げたいと思います。

この事業は国の平成20年度の二次補正の中で事業が組まれました、既存住宅建築物省エネ改修緊急促進事業という事業でございました。募集が実際には12月末からございましたが、これを超えまして我々は1月になって承知をしまして、1月末までの募集期間ということで手を挙げさせていただいたということでありました。当時担当官からは2月以降の着工ということになりますと、大変厳しいであろうということで、我々は選択を採択されるところというふうな意気込みで、申請をしてきたところでございます。予定では2月のうちにはその回答が採択、不採択が出る予定ではございましたが、3月に入りましてその回答が得られないと、こういうことで、再三にわたりまして、これは国交省のですね、外郭にあります独立行政法人建築研修所というところでございます。結果的には1,000件を超えるような応募ございまして、中身的にも流動性のあるところで、最終的には構造区単位の断熱改修を優先するというふうなことになりまして、我々の設備機器のこの取り換えということが優先順位を低くされたという、こういう経緯がありまして、3月の中旬以降に採択できなという通知をいただいたということでございます。

ただ今のご質問のように今後のことでございます。博覧館におきます状況については常に把握をしておりますが、当初の予定では夏を過ぎてからの工事着工ということにしておりました。この点につきましては現場の管理をしております、産業振興公社との協議をしておりまして、そういうことであるのであればですね、続いて出ます21年度におきます国の景気対策等の有利な制度事業を活用させていただきまして、再度そういうことに可能であれば、有利な財源確保をしたいと、そのようなことにつきまして検討させていただくということで、3月のうちに方向性を出しまして3月の専決におきま

してはこれを取り下げさせていただいたということでございます。そこで財源につきましては、昨年度、この3月31日に5,900万円の寄付金の入金はされてございます。その金額の割り振りがお城の基金が2,300万円。それから公共施設整備基金のほうに3,600万円ということで、現在改修予定の予算額はすでに確保されておるということでございます。したがって、今朝ほども財政担当と確認しましたけどもこの事業につきましては、財源的には公社からの寄付をいただいたものの中で確保されておると、その上で現在は21年度の国の補正にあります地域活性化経済危機対策臨時交付金、こういうようなものを含めましてより有利な財源確保ができるように内部で検討をさせていただいております。決して現場的にですね、それがストップしてしましまして、大変ご迷惑をかけることがないように見守りながら適切な時期に補正予算のお願いをしていくということで今考えておりますので、よろしくお願いをします。

議長（美添谷 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） はい。11番。

この博覧館の入館者については、昨年の実績で10万5,000人になります。前々対比で10何%増しというようなことで、特にこの7月から12月までは月に1万人を超すというようなことが予想されます。で、今部長の答弁で、改修の経費については公社の寄付金をもって当てられるので、補助金が見込めない時はそれでも、それあつてかかるといったところのご答弁であったと思いますが、そうすると11月にある程度は入館者のピークが過ぎたところがあるようです。先ほど部長がいわれたように、補助金をもらって工事する場合でも11月を予定しておったというようなこと、まあそういうことやったと思いますが、そうしたことでなんとかこの夏は現状の空調設備がやんちゃをおこさんように使えて、秋に向かってというようなことを願っておりますけれども、どうか改修に向けての一層のご尽力をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（美添谷 生君） 他に質疑はございませんか。

4番 野田龍雄君

4番（野田龍雄君） 4番 野田です。

今回交付金等が3億4,000万円程ですか。あつて、それがここの財産管理費の財政調整基金積立金に5億2,000万だけということで積み立てられるというように読み取れる訳ですけれども、大変厳しい市の財政ですので、私はこういう少しでも余った、余ったという訳でないですけども、こういうお金は例えば返済基金に繰り入れて少しでもそういうものを減らしていけるような方向にするのではないかなと思っておったんですが、これは一定のルールがあるのか、市長の考えもあるのかその辺をお聞きしたいと思いますし、もう一つ、教育費のところなんですけども予算等を見ますと、歳入のほうを見ますと、教育費の補正が教育債、これは14ページですが、1,650万というので、小学校債が1,210万、中学校債が540万円が減額ということになっております。これ支出の方で見るとどうい

ようになっているか分らないのですが、組み替え等がありますのでそれによってその辺がこういうようになるのかなと思っておるんですが、例えば地方債は小学校建設費は710万の減になっております。で上の方で見ると歳入の方で1,210万となっておりますので、500万程違うんですが、それはどうゆうようになっておるのかなと、国出が減らされておって、一般財源がそれだけ繰り入れているということなんですが、ちょっと分かりにくいのでその説明と、中学校の方を見ますと、同じく中学校も地方債は720万円の減額と組んでありまして、先ほどの歳入でいうと、540万でしたか、中学校の歳入が減っておりますので、この辺のこういう組み替えの内容についてはこれだけでは分かりにくいものですから、説明をお願いしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） ご質問の第1点目についてお答えをしたいと思います。

今回幸いにして、いわゆる特別交付税がこのようなかたちで私どもは当初予算に計上させていただいた額よりも多額にいただけるようになったということでございます。で、こういう場合に確かにお話がありましたようにどうするかということでございますけれども、これをそのまま翌年度繰越金とかたちの財源の中に入れて、翌年度繰越で何らかのかたちで考えるという方法もございますし、それからこういうかたちで専決させていただいて、何らかのかたちで将来に備えて基金を積むというやり方もあると思います。それでその基金に積む場合に財政調整基金に積むか、あるいは減債基金に積んで将来の起債の繰り上げ償還財源等に充てるかと、こういう選択肢も御指摘の通りあると思います。

今回これを財政調整基金に組ませていただきましたのは、私の念頭にございますのは、いつも申し上げておりますように平成25年度まではいわゆる地方交付税、普通地方交付税の算定において合併算定替えと申しますか、現在まだ10年間は合併をしていなくてそれぞれ7か町村がそれぞれあるものとして需要額が計算をされて普通地方交付税を頂けるという期間がございますが、これが26年度からそうした増額措置が90%、70%、50%というふうに減って参ります。そうしますと年間、現在のそうしたかたちでの特例として受けております、普通地方交付税の増額措置から勘定しますと、本当に何億円とかたちで26年度以降急速に一般財源が減っていくということが想定されますので、これに対応しているんな人件費の節減だとか物件費の節減だとかいろんなことをしていかなければならないと思いますが、一方でそれに備えて、やはり一定の財源を財政調整基金等に積んで確保していくということは非常に必要になってくると、こういう観点から今回はこれを財政調整基金の方へ積みさせていただくという措置をとらせていただいたものでございます。

議長（美添谷 生君） ちょっと待ってください。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 市長のお気持ちはわかった訳ですけれども、金がそういうようにできるだけ建

設費等も、できるだけ生かして使いたいという意向の中で、今後ますます厳しくなるということが予想される中でそういうものをそちらへ上げたいという考えというように思うんですが、私はこの郡上の市債の残高というのは非常に大きいもんですから、やっぱりこれを減らすということも非常に大事なことで優先する1つの課題ではないかと思っております。

今後、利息も今年度見て分かるように、利息もかなりになっておりますので、そういうことでは今年度に対する利息を軽減することにもなりますし、是非そういう点での検討は必要であると私思っております。ただ、今言われたようにその将来のそういう事業に対してある程度備えるということも大事ですけれども、一方である市債をなんとかして減らしていく。できる限り、できるときには減らすということも考えていただきたいということで、できればそういった僕の期待、願いに対してもお考えをお伺いしときたいと思います。

議長（美添谷 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） そのご指摘はまことにごもっともなことであると思います。

将来の財政負担を減らすということは結果において、何らかのかたちでその繰り上げ償還等、特に利率の高い負債はできるだけやはり毎年毎年の利払いも大変でございますので、できうれば繰り上げ償還等の措置をとるということは非常に大事なことです。今後それは大いに検討して参りたいというふうに思います。

ただ御理解いただきたいのは、起債の繰り上げ償還というのは、現在お金を貸してくれている、貸し手の側の一定の金利の債権を今度は貸し手の側は持っている訳でございますので、一方的に借り手の方から、ただ一方的に繰り上げ償還しますよということは必ずしもなかなか難しい場合もございます。双方が話し合っただけの了解のもとに繰り上げ償還していくということになるかと思っておりますので、そういう若干困難な問題もございますが、将来に備えて何らかの財源を措置しておくか、蓄えておくかあるいは将来の支出要因をあらかじめ削っておくかという結果は、効果はどちらも同じことであると思っておりますので、御指摘の点についてもよく研究して参りたいというふうに思います。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長

総務部長（山田訓男君） 先ほどの質問の市債のところでは教育債が例えば小学校1,210万円の減額にかかわらず、例えばその支出の方ですね、21ページでは小学校費の小学校建設費が121万3,000円の減額しかなくなつたらんが、その辺の大きい食い違いは何やというようなご質問ではなかったかというふうに受け止めてございますが、この場合は対象外といいますか、事業に上がっておる内容の中で対象外になった国費のですね、なつた分につきましてはここで減額をしておることからいわれるそれが起債にも連動しておりますので、減額してございますが、こちらの方につきましてはその部分が含まれていないといいますか、小学校費の支出、出すところにつきましては中のやりくりの関係のだけですので、含まれていないということで、121万3,000円のみ減額と、小学校の整備費の関係で減

額ということでございます。これは同じようにですね、中学校の方でも 540 万の起債としては減額となつてございますが、例えば中学校の建設費の方では委託料で 156 万 3,000 の減額でないと、この食い違いはどうやというようなご質問ではないかと思ひますけれども、これも同じように和良の統合中学校の關係の、校舎の取り壊し關係の事業費がこちらに入つてございまして、その部分がまだ対象外ということで、対象外部分の費用がこちらの支出の方には出てこないということから実質、額としては小さいといひますか、そういうような相違があるということですのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

議長（美添谷 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 野田です。

今、対象外のものもあるということですが、やはり予算はこれを見て大体分かつると必要があると僕は思ふんです。例えば、教育費の補正が合わせて 1,650 万円になっていると、この表の方、歳出の方を見ると地方債のところですね、特定財源の中の小学校の建設費で 710 万。それから中学校の建設費で 720 万が地方債としては減額されている。1,430 万になるかな。ちょっとこれ 2 つ足してもこれと合わんし、しかもそのうちの内訳が減額された歳入の方の小学校債が 1,210 万ですから、なんかちょっと分かりにくい、これ国庫支出も減額されたやつがこの地方債の減額に足されることはないと思ひし、ちょっとその辺がわかりませんので、もうちょっとわかるように説明してください。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 今のご質問の件でございまして、地方債のところの総額だけのトータルの内訳をご説明しますと、21 ページのですね、地方債の関連します学校通学対策費のところでは 320 万円の減額でございまして、これは学校のスクールバスの車庫を作つたということで、その事業費が結果これだけいらなくなり地方債も減額したということです。これ 1 つ。それから小学校費のところの 03 の学校建設費、ここで 710 万円落としてございまして、これは小学校の建設整備事業の關係での費用で、これも事業費の減額ということでございまして、それからその下の中学校の關係で 03、720 万円の減額。これは統合中学の關係の費用でございまして、それからもう 1 ヲ所、22 ページの保健体育費、ここでは 100 万円逆に増やしてございまして、このトータルでもって先ほどの教育費全体の 1,650 万円の減額ということでございまして、4 ヲ所の合わせたものということでございまして、よろしくお願ひいたします。

議長（美添谷 生君） 質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑はなしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第 124 号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって議案第 124 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。11 時 10 分を開会を予定いたします。

（午前 10 時 59 分）

議長（美添谷 生君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前 11 時 10 分）

議案第 125 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） それでは、日程第 5 議案第 125 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市老人保健特別会計補正予算（専決第 1 号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは議案第 125 号を説明させていただきます。

専決処分した事件の承認について、平成 20 年度郡上市老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号。平成 20 年度郡上市老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号を、地方自治法第 67 号、第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成 21 年 5 月 28 日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1 ページの方をよろしくお願いいいたします。平成 20 年度郡上市老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号。平成 20 年度郡上市の老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,293 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,449 万 6,000 円とする。第 2 項は省略させていただきます。平成 21 年 3 月 31 日専決、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、5 ページをお願いいたします。御承知のように老人保健医療につきましても、被保険者の保健それから国保等々、保険者から社会保険の診療報酬基金へ拠出したものを支払基金交付金でありますとか国庫負担金、県負担金、市からの一般会計の繰入金で総額してやっているものでございますが、これも御承知のように平成 20 年度 4 月からは後期高齢医療と変わっておりますものですから、実質的にはそれまでの未料医療費の清算をしておるということですので御理解の程

よろしくお願いいたしたいと思います。

歳入につきましては、まず支払基金の交付金であります。医療費交付金ということで補正額が、1,717万6,000円の減額でございます。同じく国庫負担金につきましても補正額が、1,411万円の減額でございます。県負担金につきましても、438万5,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金につきましても、2,024万円の減額でございます。

それからめくっていただきまして、雑入でございますが、これは補正額の方で、297万8,000円の増でございます。このことにつきましては、第三者行為に係る負担金、2件でございますけれども納付があったということでございます。いずれにしましても歳入につきましてはそれぞれの支払基金等々を説明させていただいたところからの見込み医療額の確定ということでの減額ということですのでよろしくお願いいたします。

歳出につきましては、7ページでございますが、総務管理費の一般管理費でございますが、これは財源内訳の変更ということでございます。

それから医療費の方ですが、医療給付費の方で補正額、5,279万1,000円の減額でございます。これにつきましては、財源内訳の変更と共に医療費につきましても見込み額としては、5,200万円程は減額されたということでございます。同じく医療支給費でございますが、5万3,000円の減額でございます。財源内訳の変更と共に同じく高額医療費、総務等々の若干でございますけれども確定をした金額ということでいただきました。審査手数料につきましては、17万2,000円の減額ということでございます。

めくっていただきまして裏の8ページでございますけれども、償還金につきましては、8万3,000円の増額でございますけれども、これにつきましても補助交付金額の確定によりましての超過交付金の返還分でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第125号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 126 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程 6 議案第 126 号 専決処分した事件の承認について、（平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） それでは議案第 126 号について御説明を申し上げます。

専決処分した事件の承認について、平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）。平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成 21 年 5 月 28 日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをご覧いただきたいと思います。平成 20 年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,629 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 4,107 万 4,000 円とするものでございます。

地方債の補正、第 2 条の地方債の変更につきましては、第 2 表 地方債補正によりまして御説明をさせていただきます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。第 2 表の地方債の補正でございますが、変更でございます。内容につきましては限度額の変更でございますので、その変更の部分につきまして御説明をさせていただきます。まず、簡易水道事業でございますが、補正前の限度額が 1 億 8,140 万円に対しまして補正後 1 億 7,440 万円で 700 万円の減額でございます。辺地対策事業では、補正前 8,170 万円に対しまして、補正後 8,030 万円で 140 万円の減額でございます。過疎対策事業では補正前 9,020 万円に対しまして補正後 8,940 万円で 80 万円の減額でございます。合計で補正前 3 億 5,330 万円に対しまして補正後 3 億 4,410 万円といたしたいというものでございます。

続きまして、5 ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出の補正の内容でございますが、まず歳入でございます。営業収益の営業外収益で繰入金で 64 万 3,000 円の減額でございますが、これは平成 19 年の発行債の、年度を超えまして発行しますが、その償還利子の確定に伴いますその財源の減額を行うものでございます。利子の確定によりまして繰入金の減額をしようとするものでございます。それから 2 款の資本的収入の建設改良事業収入でございますが、市債で 920 万円の減額、繰入金で 1,065 万 6,000 円の減額、諸収入の雑入で 420 万 4,000 円の増額でございますが、これは建設改良事業の確定、それから繰上償還分の残金の減額に伴います、その財源の増減を行おうとするものですのでお願いをいたします。

6 ページを御覧いただきたいと思います。歳出でございますが、款 1 の事業費の項に営業外費用でございますが、まず利子で 729 万円の減額でございます。これは、先ほど御説明いたしましたように利子の確定に伴いますものでございます。続きまして、款 2 の資本的支出項 1 の建設改良費の改良費でございますが、715 万円の減額でございます。これは施設改良事業でございますが、事業費の確定に伴うものがございまして、所要の経費の減額をしたいというものでございまして、内訳といたしまして委託料で 228 万 9,000 円の減額、工事請負費で 295 万 3,000 円の減額、公有財産購入費で 168 万 5,000 円の減額、補償、補填及び賠償金で 22 万 3,000 円の減額でございます。続きまして、款 2 の資本的支出の市債償還金でございます。元金で 185 万 5,000 円の減額でございますが、これは平成 19 年の繰上償還を行いました分の平成 20 年度の予算に計上した分の減額ということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第 126 号については、原案のとおり承認とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって議案第 126 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 127 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程 7 議案第 127 号 専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号について））を議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） それでは、議案第 127 号につきまして御説明を申し上げます。

専決処分した事件の承認について（平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号））。（平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号））を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平

成 21 年 5 月 28 日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページを御覧いただきたいと思います。平成 20 年度、郡上市の下水道事業特別会計補正予算(専決第 1 号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,371 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 1,198 万 8,000 円とする。

続きまして、地方債の補正でございます。第 2 条 地方債の変更は、第 2 表 地方債補正による。

3 ページを御覧いただきたいと思います。地方債の補正の関係でございます。変更でございますが、まずこれにつきましても事業費の確定に伴います限度額の改正でございますので、限度額のみ御説明をさせていただきます。

まず下水道事業で補正前 3 億 5,400 万円を補正後 3 億 1,480 万円。3,920 万円の減額を行うものでございます。内訳といたしまして、公共下水道事業で 8,690 万円を 8,530 万円に、特定環境保全公共下水道事業で 1 億 8,240 万円を 1 億 5,400 万円に、農業集落排水事業で 7,000 万円を 6,140 万円に、個別排水事業で 1,470 万円を 1,410 万円にしたいものでございます。

続きまして辺地対策事業でございますが、補正前 2,090 万円を補正後 2,200 万円、110 万円の増額、にしたいというものでございます。合計で補正前 3 億 7,530 万円を補正後 3 億 3,720 万円といたしたいものでございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。補正の主な内容でございますが、歳入でございます。款 3 国庫支出金の国庫補助金でございますが、個別排水事業国庫補助金で 75 万 7,000 円の減額でございます。これは市型の浄化槽の設置事業費の確定に伴い国庫補助金が確定したというものでございます。

款 5 繰入金、項 1 の他会計繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金でございますけれども 485 万 4,000 円の減額でございます。それぞれ事業費の確定に伴いまして繰入金を減額しようとするものでございますが、内訳といたしまして公共下水道事業で 113 万 1,000 円の減額、特定環境保全公共下水道事業で 169 万円の減額、農業集落排水事業で 187 万 7,000 円の減額、個別排水事業で 15 万 6,000 円の減額という内容のものでございます。

続きまして、款 8 市債でございます。下水道事業債で 3,920 万円の減額でございます。これもそれぞれ事業費の確定に伴うものでございまして、公共下水道事業債で 160 万円の減額、特定環境保全公共下水道事業債で 2,840 万円の減額、農業集落排水事業債で 860 万円の減額、めくっていただきまして 6 ページでございますが、個別排水事業債で 60 万円の減額でございます。

続きまして、辺地対策事業債では 110 万円の増額でございます。内訳といたしまして、農業集落排水事業債で 270 万円の増額、個別排水事業債で 50 万円の減額、特定環境保全公共下水道事業債で 110 万円の減額という内容のものでございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。歳出でございます。

款3建設費の項1建設費でございますが、これにつきましてもそれぞれ建設事業費の確定に伴いまして所要の経費の補正を行うものでございますのでお願いをいたします。内訳といたしまして、公共下水道建設費で273万1,000円の減額。これは八幡中央処理区の建設事業に伴うものでございます。

続きまして、特定環境保全公共下水道建設費で3,119万円の減額。これは八幡中央処理第一分区の建設事業、それから白鳥処理区建設事業、美並中央処理区の建設事業の確定に伴うものでございます。

続きまして、農業集落排水建設費でございますが、777万7,000円の減額でございます。これは大和地区、白鳥地区、美並の勝原地区、八幡の相生地区のそれぞれ農業集落排水建設事業の確定に伴うものでございます。

続きまして、個別排水建設費でございますが、201万3,000円の減額でございます。これは八幡地区、それから白鳥地区の市型の浄化槽の設置事業費の確定に伴いまして減額をするというものでございますのでお願いをいたします。以上でございます。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論はなしと認め、採決を行います。

議案第127号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第127号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第128号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程8 議案第128号 専決処分した事件の承認について（平成20年度郡上市介護保険特別会計補正予算（専決第1号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） それでは議案第128号でございます。専決処分した事件の承認について（平成20年度郡上市介護保険特別会計補正予算（専決第1号））。（平成20年度郡上市介護保険特別会計補正予算（専決第1号））を、地方自治法第179条第1項の規定より、平成21年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページの方をお願いいたします。(平成20年度郡上市の介護保険特別会計補正予算(専決第1号))は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,490万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,665万4,000円とする。2項以下は省略させていただきます。

1番最後の4ページをお願いいたします。先ほど一般会計の方の専決でも説明がございましたけども、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の方を一般会計から特別会計の方で処理をさせていただきたいということでございます。歳入であります、国庫補助金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金2,390万2,000円。財産収入、利子及び配当金であります、補正額100万4,000円でございます。歳出の方でございます、介護給付費準備基金積立金100万4,000円。これは満期による利息分の積立ということでございます。それから介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます、補正額2,390万2,000円。これは基金の積立に充てるものでございます。なお一般会計と千円違っておりますけども、端数処理の関係で歳出の方で調整をさせていただきましたものですから、千円一般会計の方で違ってはおりますがよろしく申し上げます。正確には2,90万1千398円という金額ですのでよろしく申し上げます。

議長(美添谷 生君) それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第128号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 御異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第129号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美添谷 生君) 日程9 議案第129号 専決処分した事件の承認について(高規格救急自動車の取得)についてを議題といたします。

説明を求めます。

池ノ上消防長。

消防長(池ノ上由治君) 議案第129号の説明をさせていただきます。

専決処分した事件の承認について(高規格救急自動車の習得)。高規格救急自動車の習得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、第179条第1項の規定により、平成21年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。

次のページをお願いします。専決第13号、専決処分書(財産の取得について)。財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成21年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

取得内容についてですけれども、1番の物件表示、高規格救急自動車1台でございます。取得金額については、2,404万5,000円となります。取得先については、郡上市八幡町稲成1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社 八幡店。店長 羽田野龍彦。納入場所については、郡上市八幡町小野4丁目4番地1、消防本部となります。

次のページの資料を見ていただきたいと思います。高規格救急自動車の購入ですけれども、高規格救急車については、ベースはトヨタのハイエース2700ccがベースとなって、四輪駆動車でございます。納入期限については21年11月30日となっております。期間がちょっと長いですが、車体の外装の基層から内装、それから資器材の設備等で結構期間がかかるというようなことで、11月30日納入期限となっております。それから物品内容についてですけれども、車両仕様については総務省消防庁認定高規格救急自動車、また救急自動車に適應する車両となります。4WDで151馬力、4ATオートマとなっております。乗車定員については、7名です。車両寸法については、全長が5,600mm 全幅が1,895mm 全高が2,490mm。環境仕様については、八都県市指定公害車、平成17年基準優低公害車、それから京阪神七府県市指定低排出ガス車、17LEV、平成17年基準排出ガス50%低減レベル、地球に環境に優しい車両というふうになります。

次の方のカタログのコピーがありますけれども、裏表コピーしてあります。車体についてはこういうふうな形になり、外装でも回転灯やサイレン等がありますし、内装については高規格自動車ということで救命士が乗って医療等の処置がありますので、それに基づいて気道確保用の資器材、それから除細動器、心電図、人工呼吸器等を載せる予定であります。この中で裏表ありますが、全部がこのような形になる訳ではありませんので、ですから全部載せるということではありませんので、多少の違いはありますが、このような資器材をもって救急対応をしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

議長(美添谷 生君) それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(美添谷 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 野田です。入札の状況についてお聞きをしたいと思います。それから、トヨタ

のハイエースというのかな、他の車種でも、他のメーカーでもこういうものがあるかどうかということ、それから今、全部このまま載るわけではないと言われた訳だけど、それはどういう意味なのか、例えばこれから交渉によって変わってくるのか、金額も確定していると思うので、そういうことを決めたくて入札したのではないかと思うので、その辺の説明をお願いします。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 入札の関係につきましては、私の方から御報告したいと思いますが、郡上市の方へ入札の指名願いの出ております、この仕様に耐えうる業者と申しますか、5社指名をしまして、その後の入札状況ですが、3回実施しましたが落札業者がなかったということから、その中でも一番低い入札を入れられた業者と最終的には随契約に切り替えまして、この今の額でもって決定をしたということでございます。ちなみに落札率ですが、99.76 ということで契約させていただきました。

よろしくをお願いします。

議長（美添谷 生君） 池ノ上消防長。

消防長（池ノ上由治君） メーカーの方ですけれども、他にトヨタ以外に色々車両はありますけれども、一番地域にあった車両というようなことで、あと他ではトラックを改造したりとか結構ベースが非常に大きくなるというようなことで、その辺も仕様書に謳わせていただいて、小回りの利く車両を選定をさせていただきました。

それから資器材についてですけれども、この中に、資料の中の一番裏面の方の資料なんですけれども、細かい資料が書いてありますけれども、この中でうちの方で今現在、救急車両で使っている載せ換えの部分がありますので、心電図モニターとか、それから携帯電話なんかも載せ換えてありますし、それから血圧計等の載せ換えとなります。細かい部分で多少全部が全部これと一緒に、このカタログについては基準的な装備品が載っているということで、それ以上のものもありますし、仕様書に基づいて改造並びに資器材を載せるということになります。よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 野田です。落札率は99.76ですが、かなりぎりぎりということですがけれども、この入札状況は公表してあるのか、できるのかお聞きしますし、これから今お聞きすると、車種についてはトヨタがいいということで限定をして業者に指定をしたのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから参考までに、これ高規格ということですがかなり2,400万するんですけど、これまでに購入された機種の中の最新のものはいくら位のものか参考までにお聞きしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 入札結果につきましては、公表できますのでお聞きいただけるとおもいます。

議長（美添谷 生君） 池ノ上消防長。

消防長（池ノ上由治君） 車両については指定ということではなくて、大きさのベースですけども他にトヨタ以外もありますけども、そのベースに合わせた車両をとということで仕様書に謳わせています。

それから金額についてですけども、17年に高規格救急自動車を購入しておりますけども、その時は2,600万円位確かしたと認識しております。以上です。

議長（美添谷 生君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第129号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第130号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美添谷 生君） 日程10 議案第130号 専決処分した事件の承認について（コミュニティバスの取得）についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 議案第130号 専決処分した事件の承認について、（コミュニティバスの取得）。コミュニティバスの取得について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求め。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

専決第14号、専決処分書（財産の取得について）。財産を取得することについて、地方自治法、括弧の中で一字、字が脱落をいたしておりますので恐れ入りますが、訂正をさせていただきます。昭和22年法律第67号の第の字が抜けておりますので、恐れ入りますが訂正の追加をお願いを申しあげるとともにお詫びを申し上げます。第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成21年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

取得内容、1、物件の表示 コミュニティバス 2台。2、取得金額2,433万4千800円。3、取

得先 郡上市大和町徳永 435 番地 3、株式会社 ヤノハラオートライン、代表取締役 矢野原吉夫。

4、納入の場所 郡上市八幡町島谷 228 番地でございます。

次のページ以降には資料を添付をさせていただいております。この資料等につきましては、先の総務常任委員会並びに議会全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、本日の説明は省略をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いを致します。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） この入札についても、この前の説明で落札率 99.71。それから指名をしたところが 19 社、それに対して 2 社が応札したということで、この応札の結果も、2 社ですのでいくらであったかということを知らせていただきたいと思ひますし、こういう業者間の問題があるかと思ひますが、19 社もおって 2 社しかできなかったということについて、こちらから指名してどうなんだということはないと思ひますけれども、一応今後のこともありますし、特にこういう市民に直接関係があり、これまでも非常に不都合があったというようなことで、故障が多かったとか、外国の物なので修理にお金がかかったということから、恐らくそれを改善するためにそういうことを十分考慮してこれが購入されるということだと思ひますけれども、その意味で一点はそういう入札状況を知りたいし、19 社が答えれなかった事情みたいなものについてある程度理解できる点があれば聞きたいと思ひますし、車種についてもやはり、色々あるのか、あっても限定されてしまうのかこの辺についてもお聞きしたいと思ひます。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 入札に関係しますところは私の方から御説明したいと思ひますが、その前にですね、先ほどの 129 号もさかのぼって恐縮ですが、自治法の昭和 22 年法律第の第が欠落してございます。加えてその後をお願いします、この 131 号につきましても同様に自治法、昭和 22 年法律、第が抜けてございます。まことに申し訳ございません、訂正をお願いしたいと思ひます。

それで今、130 号のコミュニティバスの入札結果の御質問ではなかったかと思ひますが、額でございますが、最終的に決定しました額はこの税を含めて、2,433 万 4 千 800 円。税抜きですと、2,317 万 6,000 円これが今回契約の相手方のヤノハラオートラインさん。そしてもう 1 社の方ですが、市内の木下自動車さん。額は税の前ですが、2,561 万 4,000 円という価格でございました。

それと 19 社業者指名させていただき、その内 2 社しか応札がなかったということでの、思い当たる節ということですけども、このバスあらかじめ、特に利用者の方が高齢の方であるとかあるいは身体的にハンデのある方かということでの低床の乗りやすいバスというような仕様が最初から位置付けられてございます。そうした諸々の仕様の絡みでですね、最終的に業者 19 社指名しましたもの

のやはり系列、取扱店の絡みでそういった応札に応じがたいという状況中にはあったのではないかなということは推察されますけれども、後はそれぞれの業者の方の御判断ということで詳細のところは分からない部分がございますけれども、思いつきますのはそのような内容のものでございます。

議長（美添谷 生君）

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 車種についての御質問ですでございますけれども、特にどこのメーカーのこういった型式というような指定はいたしておりません。全協議会の時にも説明申し上げましたように、ただ今総務部長も申し上げましたように、あくまでも水と踊りの町の郡上八幡の市街地を走行するということから、いわゆるホイールベースもある程度短いもの、また弱者に対する低床の配慮、そういったようなことを総合的に考慮いたしまして仕様を定めたということでございます。

また、更新前のバスについては一部外国の部品が、一部と言いますがかなりの部分に外国の部品が使われていたと、このことにつきましては合併前の八幡町さんにおかれましてリース契約で導入をしておられました。それで合併後、最初の臨時議会を議場がありませんでしたのもですから、八幡の文化センターのところで臨時議会をやっていただきました。その折に私が説明をしましたので、記憶にございますけれども、買い取りをさせていただくということであの当時3,000万以上だったと思えますけれども、非常に故障が多いというようなのですが、今回の場合は純国産ということでもございませぬし、また私自身もいろんなバス、実際30年以上前に大型二種も取っておりまして、いろんなバスを運転しておりまして、いろんなメーカーのものも知っておりますけれども、そういった規定は特に致さないで、あくまでも条件ということでさせていただいたということでございます。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございませんか。

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第130号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第131号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美添谷 生君） 日程11 議案第131号 専決処分した事件の承認について。（緊急通報システム端末機の取得）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） 議案第 131 号について説明をさせていただきます。

専決処分した事件の承認について（緊急通報システム端末機の取得）。緊急通報システム端末機の取得について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求め。平成 21 年 5 月 28 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきたいというように思います。専決処分書の方ですが、専決第 15 号、専決処分書、（財産の取得について）。財産を取得することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 21 年 3 月 31 日専決、郡上市長 日置 敏明。取得内容でございますが、物件の表示 緊急通報システム端末機 一式。取得金額 3,622 万 5,000 円。取得先 郡上市白鳥町中津屋 404 番地 5、株式会社 仲畑通信機 代表取締役 仲畑松雄。納入の場所 郡上市八幡町島谷 228 番地でございます。

めくっていただきますと資料がございますが、重複する点については省略をさせていただきます。物品内容につきましては、HNC601A1 は富士通製の機種ということで、緊急通報装置端末機 494 台、ペンダント送信機 494 個、手元ボタン 494 個、センサーボックス 494 個、火災センサー 494 個、別付けの一般通話用電話機 130 台ということでございます。御承知のように郡上市において概ね 65 歳以上の独り暮らしの高齢者の方々並びに重度障害者の方々に緊急時に通報していただく、緊急通報と相談ボタンを兼ねたシステムでございますのでよろしくお願いいたします。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 3 番 田代はつ江君。

3 番（田代はつ江君） 3 番 田代です。先日、独り暮らしの方の娘さんで遠くに住んでいる方から電話がありまして、お母さんがちょっと今調子が悪くてさみしがっているので一度顔を出して欲しいとそういうふうに言われましたので、覗いたのですが、この時期ですし、多少独り暮らしで全く外とのあれもないということで、治療中であるかもしれませんけれども、とにかく何もすることがなくて、このままほっておくと大変な病気になってしまうかもしれないと思う状況でしたけれども、その時に緊急通報システムを付けてあると聞きましたら、あっ 2 ヶ所付けてあると言われましたので、どこにと言ったら、お勝手にあると言ったけど、お勝手にある、台所ではおかしいなと思ってよく話を聞きましたら火災報知機でした。それで、緊急の時に押すものはないのと聞いたら、そういうものは家は無いと言われたのですが、年齢は 75 歳ですが、そういう方に緊急通報システムを取り付けていただけるようにするにはどうするかということと、もう一つここにシステムの構成の

図があるんですけども、ちょっと分かりにくいんですけども、これをしたらどちらの方へいってどう
いうふうになるのかということをやっと今日お聞きしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） PRが足りなくて大変申し訳ありません。

今、郡上市では旧型を含めまして、約 550 台程設置をさせていただいておりますけども、お一人お
一人の方から、例えば民生委員さんを通じまして申し込みをしていただくということを今は基本的
には行っています。もちろん直接来ていただいても結構ですが、ただこの場合は本人だけじゃなくて、
何かあった時に連絡先というような方を複数お願いをしておりますものですから、例えば近所の方
でありますとか遠方の方の親戚でも結構です、そういうような協力者といいますかそういうようなシ
ステムを作っておりますので、その辺のこともありますので、一回相談していただいて、今のお話
ですと年齢的にも全く問題ないというふうに思いますので、何かあっては大変ですので、このよ
うなことを御利用していただきたいと思います。

この図面に書いてありますけども、簡単に書いてありますけども、要は真ん中の写真を見ていただ
きますと緊急というところがあって、ボタンをポンと押すだけなんです。消防署の方へすぐに連絡が
いくようにシステム的になっております。そこで確認をしていただいて、消防が例えば出動する場
合もあるかもしれませんし、また、間違えて押されるということもある訳ですけども、たまたま 20 年
度につきましては、緊急ボタンをパンと押された方は 47 件程ございました。

それから相談ボタンは押していただきますとこちらの行政の方へ、健康福祉部の方へ通じるよう
になっている。例えばちょっと困ったことがあるとかそういうようなことでありますけども、これは宿
直者の方にも入るようになっております。いわゆる 24 時間体制ということになっております。

それからペンダントというのがありますけども、この機種は例えば枕元なら枕元しか置けませんよ
ね。そうするとペンダントを持って、これは 50m の範囲でしたら、例えばトイレへ行く時でも持
って行っていただいてトイレで豪くなった時に、この受話器といいますか、そこまで行くのは大
変ですからこのボタンを押していただければ自動的に発信するというようなことを、このペン
ダント型というふうに聞いております。そういうかたちで後火災センサーも 1 個付けるという
ようなことになっておりますし、万が一、一般の電話機の受話器がない場合は別途で、先ほ
ど言いました 130 程取っておりますものですから、一般の電話がある場合はそれはそれで使
っていただければ結構ですが、そのシステムを入れるということで、基本的には緊急ボタ
ンの方は消防署の方へすぐ連絡がいく、それから相談の方は基本的には健康福祉部の方
へ相談電話が来るというシステムですので、よろしくお願ひしたい
と思います。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございますか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 野田です。これについても入札業者と入札額、それから落札率について説明をお願いします。

議長（美添谷 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） この入札状況ですけれども、郡上市に指名願いの出ております市内の業者 8 社を指名しまして、そのうち 2 社は辞退をされました。その 6 社の方が入札に応じていただいたということでございます。その中で最低の仲畑通信機さん、税引き前ですが 3,450 万円で落札されまして、91.58 という落札率でございます。

よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 12 番 武藤忠樹君。

1 2 番（武藤忠樹君） 端末機の購入には問題がないんですけども、例えば別付けの一般通話用電話機 130 台とありますけども、電話を引くということになると設備をしなくてはならない、配線とか、そういったものは例えばこの受益者の方が負担されるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（美添谷 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） この機種は、従来やっていた古い機種とちょっと違うのは従来の古い機種は本体にこの電話機が付いていたというようなことが実はあったのです。それで今回の機種については、今更新しておりますものについては、そのものがないということで、この一般電話機の装置だけ付けるということで、本来でいうと電話のシステムそのものはその家庭には残っているというふうに理解をしておりますので、新たにこのことを入れることによって電話のいわゆる新しく電話を設置するような工事は無いというふうに考えております。いきているということで。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第 131 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 131 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

それでは、昼食のためここで暫時休憩をいたします。午後 1 時の再開を予定いたします。

(午前12時3分)

議長(美添谷 生君) それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後1時)

議案第132号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美添谷 生君) 日程12 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長(松井 隆君) 議案第132号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。提案理由、平成21年5月人事院勧告に基づき議会議員の議員報酬等の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

一枚おめくりいただきまして、改正の条例案を御覧いただきたいと思います。郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。平成21年6月に支給する期末手当の特例。2項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、100分の212.5とあるのは100分の192.5とする。附則、この条例は、公布の日から施行するということで、冒頭、市長あいさつで申し上げましたように0.2月分について減少させるというものでございます。なお本日、皆様方のお手元にこの写しというもので平成21年5月19日付によります、郡上市特別職報酬等審議会からの市長からの諮問に対する答申の写しを配布をさせていただいております。この内容につきましては、先般の全員協議会におきまして口頭で説明を申しあげましたが、御覧をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

議長(美添谷 生君) それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(美添谷 生君) 17番 池田喜八郎君

17番(池田喜八郎君) ここに報酬審議会の答申が出ておりますが、0.2%が妥当と出ておりますが、前回職員給与5%、執行部10%ということが3年前でしたが、ございましたが、その時も議会の方は答申受けることなく7%の減。また、費用弁償といいますが、執務日当の千円も自ら切ってきた

ような訳でございますが、今回議会の方に御相談があるとよかったかなと感じますので、今の経済状況から見ますと議会もこれは妥当ということは皆さん考えは一緒ではなかろうかと感じておりますので、議会の方の意見を聞いて議会自らのあれに審議会としても尊重するような意見が私としては欲しかったように思います。また、市長も公約で市民との対話とか議会との対話、職員の対話を上げておられますので、そのように感じましたので、まあ質問ではございませんけども意見として述べておきます。

議長（美添谷 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） これは議員に対する0.2、人事院勧告に基づく趣旨に沿って、報酬審議会等での答申を得られまして、低くやるということなんですけども、質疑でございますので、実は本日新聞でございますけれども、全国的な実施状況についての総務相の調査データが発表をしておりますし、大体夏場のボーナスという言い方なんですけども、調整というものが大体実施率が90%とっておりますし、特にその中でいわゆる県レベルにおきましては、見送っているというか、今回予定なしというところの中には岐阜県もその中の都道府県の中では予定なしと、いわゆる岐阜県を含めて11県ということが出ておりますが、おそらく岐阜県がこのような、総務相がどういう指示を出しているか定かではございませんが、準じて地方自治体もそのように措置をすべきという、多分そういう面の指示はあったというように思われますが、県の人事委員会においては理由は、いわゆる調査をする期間がないと、だから官民の比較をするデータのものが十分整っていないというようなことを多分理由にされまして、見送りというような多分人事委員会は、岐阜県の人事委員会が措置をされたと思われませんが、その辺はもう少し岐阜県の人事委員会がなぜ今回は見送るという決定をされたのか、その辺の趣旨が定かにわかれば一度その辺はお示しをいただきたいと、郡上市の報酬審議会においては人事委員会の勧告は適切、妥当というようなことでそれに準じて当然のことと御判断された。県の人事委員会はちょっと違った考え方を示されたとお伺いしておりますが、その辺をもう少し分かれば御回答いただきたいと思います。

議長（美添谷 生君） 松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） ただ今の岐阜県の人事委員会での考え方についての御質問にお答えします。

5月の13日付けで岐阜県人事委員会委員長が岐阜県知事に対して、文書をもって回答をされておりますが、人事委員会の勧告に対しまして、そのことにつきましては省略をさせていただきますが、そういった内容であると、いわゆる対前年比約13.2%の減となっております、全国的には本年の民間企業の、夏季、夏の季節の一時金は大きく落ち込んでいる状況にあることは推認できるものの、調査対象とした企業の約8割においては、夏季一時金の支給額が未定となっており、現段階では予測値に過ぎない。また県においては、夏季一時金については妥結している企業は少なく調査を実施しても十分

な結果が得られず、本県の民間企業の実態を示すデータが把握できない実状にある。本委員会としては職員の特別給与については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の支給実績を把握し、支給割合に換算して比較を行ってきており、本年においても例年通り、過去1年間において民間事業所で支払われた特別給与の実績を支給割合に換算して比較を行い、仮に12月の特別給で1年分を清算することにより、大きな減額となる可能性があるとしても所要の勧告を行う予定であるというような文書によって知事に出されております。

(挙手する者あり)

議長(美添谷 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 岐阜県の人事委員会においては、調査的なものが十分整わないと、いわゆる岐阜県の実態に即して岐阜県人事委員会は責任を持って答申する訳ですから、その責任が果たせないと、こういう適切妥当というか、見識だというふうに思うんですが、そういう措置、いわゆる時期、調査においては正式にデータ等を集めて、しかるべき数字が出た場合においては、それに伴うところの12月の賞与に反映させると、こういう趣旨だというふうに思うんですが、そこでですね、せっかく郡上市にも人事委員会等がありませんので、報酬審議委員会がそれに代わるべき機能を持っていただいておりますが、私はその報酬審議会の審議の中において、県の人事委員会等のいわゆる措置といいますか、答申といいますか、そういう趣旨内容等については一応そのデータの的には審議の対象といいますか、そういうことになったかどうかということだけは一度お伺いしておきたい。例えて申しますのは、人事委員会は郡上市の給与に対して勧告している訳ではございませんので、国家公務員に対していわゆる民間との格差を調整するという機能を人事委員会は担って答申された。そのことを引いては、岐阜県としてはそのようなものが十分なデータが揃わないということで見送ると、郡上市もいわゆる報酬審議会においては、そのデータというものはどう理解をされて、ただ今のような適切妥当というような答申された、その経緯の中について今のような内容が審議をされたのか、その経緯についてお尋ねしたい。

議長(美添谷 生君) 松井市長公室長。

市長公室長(松井 隆君) ちょうど、新聞に今お話の県の人事委員会の内容も載っております、それも合わせまして審議会といたしましては、今の総務相の方からの通知、そういったことも総合的に考慮の上の御判断というふうに認識をさせていただいております。

議長(美添谷 生君) 他質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

15番 清水敏夫君。

15番(清水敏夫君) 15番 清水です。ベテラン、超ベテランの議員の質問の後でちょっと恐縮で

すが、考え方につきまして、今は議員の報酬というかたちの中の一部凍結のものが出ておりますけども、これは3議案、特別職、一般職含めてある訳ですけども、要するにこのもののスタートというのは国家公務員の給与は高いということがあって、それが民間のボーナスとのかい離があるということから、人事院勧告がされましたが、今ほど金子議員も言われましたが、従来国は県に出して、県は市町村にその勧告をやってきたという経過があると思うんですけども、今回岐阜県はそれを見送ると、来るべき12月にはっきり今年の夏のデータが出るだろうから、それで調整をするというかたちだろうと思うんですけども、そういう中でようやく先般、郡上の商工会が発行したプレミアム券が3億7,500万完売をしてちょっと町の中の、市内の商業等が活性化をしていくというふうな中で、今回のカットによりまして、おそらく1億円くらいのカットになるのではないかというふうな思いを勝手にする訳ですけども、なんかここで逆に、国はそういうことで国家公務員でも今の市の職員でもそうですが、ラスパイラスも80何%と、郡上市の場合聞いておりますけども、そういった中で更にボーナスを10%になりますかね、2か月分の0.2ですから、10%近くがカットされて、逆にその分で消費を、郡上市のそういう部分で消費が落ち込んでいって、今ちょうど燃えてきたときにまた給与カットで職員の方、我々も含めて、そういう気持ちというものにむしろ元気付けるというよりは、縮小をしていくというような、すべてそういうような状況の中で国が、その分をいつもかも市が受けていかなければならない。国が下げたから、市も下げなさいというような論理でやられたもので、これは格差がなきゃいいんですけども、要するにもともとの基礎中に格差があるなかで、こういうものをどんどんやっていくということは自分たちも、議員も自覚をもってしっかり仕事をするためにやっぱり出ている訳ですので、やっぱりそういう部分で言えば報酬については、今の金額をやっぱり郡上市の今の財政状況から考えて妥当というふうに理解をするものでありますけれども、こういったところまでどんどんやってくということは、果たして郡上市の活性化のために、自らの活性化のためにちょっとだけ心配がございまして。というようなことがございましてものですから、国に対してノーと言う訳でないですけど、やっぱり県の人事委員会がそういうことであれば、例えば県内の市ぐらいのレベルの中ではそういう部分の話なんかを話題に出しながら、郡上市だけが全然違った結論を出してくというのも、また今後いろんな意味で支障をきたしてくるのかなと思うときによそが全部やるからやっぱりやらんわというようなかたちでやってくすべきものではないと思いますし、給与体系も市議員も特別職も職員も全部それぞれの市議会で認めてきておる部分があるものですから、その時には他の例に習って一律というかたちでいってしまうのもどうかなという部分もちょっと思います。方法としては僕も12月までちょっと待って、そこで4か月減らされるか5か月減らされるかわからんけど、この夏は力いっぱいみんな消費しようまいかというふうなことの考え方も持てるのではないかとこのことを思いながら、そう一見、観点から市長さんのこの意識の提案ということについて、もう一度その辺の心積もりをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（美添谷 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 御質問にお答えしたいと思いますが、今回のこの0.2ヵ月分カットという問題について、確かに私共自身も色々考えるところではございました。当然清水議員がお話されましたように、今、定額給付金等というものを配ってまでなお且つ消費を拡大をしていこうという姿勢の中で、当然市役所の職員等の給与をカットするということは、いわばちょっとでも上向かせたいと思う消費に冷や水をかけるといいますかね、そういうことになりかねないので、非常にこのことについては考えるところもございました。

また、特に今回の議員と常勤の特別職については、過去の経緯の中で一般職が引き上げた分を全部引き上げないでその0.125ヵ月分だったでしょうか、実際には債が付いているということの中で今回の問題をどう処理するべきかという問題もございました。そういうような問題が色々ございました中で、特別職の報酬審議会に対しても議会の議員等のあるいは特別職の手当分については一般職とはすでに格差が付いているということも残らず御説明をした上で御判断ももちろん頂戴をいたしました。いずれの時期にかやはり私は一般職と同じ月数であって、議会もあるいは常勤の特別職についてもあってもいいと思っておりますが、今回の調整の中で逆に言うとそれを調整するというタイミングであるかどうかということについて、適切なタイミングであるかどうかということについてはいろんな意見があるだろうというふうに思います。私は今回人事院が勧告をされ、当然国の方からは技術的助言ということでできればその現在のこの日本の経済情勢あるいはそういう民間等の給与の情勢というものをかんがみて国家公務員と同じ歩調をとって欲しいという趣旨であろうと思いますが、そういう助言があったことも事実でございます。

従来はこうした問題について確かにただ今お話がございましたように、しっかり調査をして12月にそういったものの調整を最終的にするというのが慣例でございましたので、本来はそれであってしかるべきだということはそのとおりかと思えます。しかし、この制度がですね従来どちらかと言えば給与、こうしたものが右肩上がりの時代にはそういうシステムが民間の方が最初にある程度のボーナスを配られたのちに、それをよくよく見極めて最終的には12月で清算をすると。いわば先憂後楽という言葉がございますけども、少なくとも公の国民や住民の税金というもので支払われているこの公務員の給与というものを考えたときに、世の中全般が一般的に右肩上がりであればむしろ遅れて民間の給与の上昇分を追いついてその暮れの時に調整をされると、このシステムはうまく市民の感情的にもそれは受け入れられると思うのですが、逆に100年に一回とか、よく分かりませんが、非常に右肩下がりという情勢が非常に強い、そしてこれは実際にももちろん蓋を開けて見なければ分かりませんが、この夏の民間のボーナスは相当前の年に比べれば引き下げられるというような蓋然性といえますか、そうなるであろうという確率が非常に高い時勢において、現在しかし従来からこういう調整のやり方をやっているんで、それはそれで12月になったら調整すればいいんでというかたちで従来と

同じとおりの支給率で国家公務員や地方公務員が先駆けてそういうものをもらうということが国民や市民の感情からするとですね、先楽後憂のような立場になってしまって、そういう意味では私は公務に就く者の一つのあり方として、今回従来通りの支給というものを受けるのをやはりここで控えて、十分これは12月になれば、もちろんいろんなもう少し詳細な調査が出て、あるいは一時凍結というような趣旨もあって最終的には12月で確定するんだよということを申しあげて、そういう趣旨でございますので、それで今回の支給月数も本則の中に入れて、附則の中へ今回の6月の支給の分についてはこういう措置をとらせてもらうという規定の仕方です。

その気持ちはですね、そういうことでこういう非常に厳しい状況の中で国民、市民の税金によって公務を果たしている私たちの一つのあり方として、従来から決まっているから最終的には12月で調整するというのも一つの考え方ですが、かなり相当減額をしなければならないという確率、蓋然性の高い今日においては私としてはやはり同じようにまず6月の支給の分についても今回とらせていただくような措置をとることが国民や市民の皆さんの感情とかそういった面からいっても受け入れられることではないかということでこのような判断をさせていただいた次第でございます。

したがって、議会の議員の皆様方の報酬が高すぎるとか低すぎるとかということをおっしゃるわけではなしに、今回の6月の支給分についてこのような措置をとることが私はこの常勤の特別職、一般職そして市議会議員の皆様方もそういう御協力をしていただくことがやはり適切ではないかと判断させていただいたと、こういう気持ちで今回3つの議案を出させていただいたということでございますので、十分色々とお話をされていることについては理解をしておるつもりでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございませんか。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 野田です。これは県の労働組合の総連合とありますが、先般人事院と交渉したと、それをお聞きしますと、14日だそうです、人事院のボーナス民間調査が予測値にすぎないため、不十分であろうという、先ほどのそういう理由であります。賃金を不十分な調査でいろんなし寄せがあります。冬になっていっぺんではというような言い分が分かるし、今現実に多くの人々が非常に厳しい状況の中であるということからそういう意図はわかるけれども、人の賃金を決めるのに一定のルールがあるのに、いわばそれを踏みにじてやられたということについては問題があるし、それから、この職員の給与に準じて審議会の答申が出ておるんですけども、理由がちょっと書いてありませんが、例えば県内の議員報酬の段階が郡上市、他の市町村、どんな状況であるか、大体は皆さん知ってみえると思いますけども、かなり郡上の場合には低いというようなことがありますし、職員についても大変低いというように僕は理解をしとるんですが、そういうこともみたと上でやっぱり冷静に対処していく必要があるということやと思います。

そういった意味で県内の状況なんかも調査した資料なんかも提出されておるのかどうか、利用されておるのかどうかお聞きしたいし、こういう進め方について、大変僕は疑問があるもんですから、今の市長さんはそれに対する答えを言われた訳ですけども、まあなんとなくそれだけではどうも納得できない気がしまして意見を申し述べさせていただきました。県内の状況がもし分かれば。

議長（美添谷 生君） 松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 報酬審議委員会には今の報酬等の県内の状況等については、もちろん判断の材料としてその都度提出をさせていただいております、大体じゃなくて委員の人は皆さんはそういうデータをお持ちの上での御判断というように認識をさせていただいております。それから県内の状況とおっしゃいますのは、今度の対応についてでございますでしょうか。今はそういう状況でございます。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 反対ですか。反対の討論を認めます。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 野田です。ただ今言いましたように、調査についても非常に不十分であるという県人事委員会のお話があり、県では、全国では11の県が勧告を出していないというようにお聞きしましたけれども、そういう中で今回実施されると、市民の中には、いや議員は見たところ楽そうに見えるぞというような御意見を聞いておりますけれども、そういうことで決めるんではなしにやはりきちんとした調査もし、納得の上で決めていくということが非常に大事ですので、私はこのままよしと言う訳にはいかないなと思って反対を申しあげます。

議長（美添谷 生君） それでは、他討論はございますか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 9番 古川文雄君。

賛成の諸君の討論を許可します。

9番（古川文雄君） それでは本案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほど来、この件につきましているんなご意見がある訳でございますけれども、基本的には5月の人事院の人事勧告に基づくものでございまして、昨今の民間企業の春季賃金改定においても大幅に減少をしていることが伺えまして、郡上市内の製造業等の雇用状況と夏季のボーナスにおいてもかなり厳しい状況と思われまます。

今までも郡上市は基本的には人事院の勧告に基づきまして実施をしてきておりまして、国からの財政支援を必要とします郡上市としては勧告に基づくのが望ましいと考えます。

この度の条例改正を岐阜県下の、昨日の新聞によりますと、2市を除く、ほとんどの市町村並びに全国でも90%の市町村が減額予定であるというふうに発表されておるところでございます。したがって、以上によりまして、本案に賛成といたします。以上でございます。

議長（美添谷 生君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論を終結し、採決を行います。

それでは、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（美添谷 生君） 賛成多数と認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第133号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程13 議案第133号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 議案第133号、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。提案理由、平成21年5月人事院勧告に基づき常勤の特別職職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、条例の改正案の本文を御覧いただきたいと思います。郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。平成21年6月に支給する期末手当の特例。2項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。附則、この条例は、公布の日から施行する。

この常勤の特別職職員に給与に関しましても、先ほど申し上げました郡上市特別職報酬等審議委員会の答申もいただいておりますが、お手元に配布をさせていただいておりますが、よろしくお願いをいたします。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第 133 号については、原案のとおり可とすることにご異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 133 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 134 号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美添谷 生君) 日程 14 議案第 134 号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長(松井 隆君) 議案第 134 号、郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 5 月 28 日提出、郡上市長 日置敏明。提案理由、平成 21 年 5 月人事院勧告に基づき職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、改正の条例案の本文を御覧いただきたいと思います。郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。郡上市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の 1 項を加える。平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例。平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 23 条の 4 第 2 項及び第 23 条の 7 第 2 項第 1 号の規定の適用については、第 23 条の 4 第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、第 23 条の 7 第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」とする。附則、この条例は公布の日から施行する。この一般職の職員につきましても、先ほどの常勤の特別職あるいは非常勤の議員の皆様の報酬の場合は期末手当のみでございましたけれども、職員の場合には期末手当と勤勉手当と二種類ございます。なお且つ、特定幹部職員と一般の職員と分けてございますので、このようにたくさん数字が並んで参りますけれども、期末、勤勉手当を合わせまして、職員につきましても何れも 0.2 月分の減少ということ

でございますのでよろしく願いをいたします。

議長（美添谷 生君） それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 21番 金子智明君。

21番（金子智明君） それぞれ各議案において質疑をしてきた訳でございますが、これは議員ないしは特別職については報酬という考え方で条例がなったという訳でございますが、職員については単なる報酬でございませぬので、生活給ということの性格を持っておるといことで、いささか趣旨が違ってくる内容もあろうかと思ひまして、先ほど来出ておりますように、人事院というのは国家公務員に対して民間レベルとの格差を判断されて、国家公務員の給与はかくあるべきということを答申をされましたということ。したがって、先ほど来も質疑の中でありましたが、各地方自治体というのはそれぞれ独自の条例等を持ちまして、財政事業等々いろいろありまして、それぞれ責任を持った内容で給料体系というものも決まっておりますと、しかしながら財政的に非常に厳しい状況であれば当然、給料抑制というか、そういう方向の協力を職員の皆さん方にも従来もかけてきたというそういう事情はありますけども、人事院というものはそういうことは一切関知をされずにやられる訳ですよ。そういう意味で郡上市においては何回も何回もそういう話は聞いておりますが、いわゆる国家公務員との間におけるラスパイレスということがよくでますが、現実において、今日の時点において、ラスパイレスが国家公務員に対して現状はどの程度のものであるのかということもご回答いただきたいと思ひます。

議長（美添谷 生君） 松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 郡上市のラスパイレス指数についてもご質問かと思ひますが、現在、郡上市は90.2でございます。

議長（美添谷 生君） 21番 金子智孝君。

（挙手する者あり）

21番（金子智孝君） ただ今お話ございましたように、これは約10%国家公務員を下回るという状況だということ。前からそういうこと、私共もかねがねお聞きしておりましたし、合併直前といひますが、直後という時においては80何%というようなかなり低いというか、県下の中でも町村レベルよりも郡上市の方が低いというような経緯も聞いたことがあるんですが、そういう事由を持ちながらもただ今のような人事院という全国レベルでの勧告に従って郡上市がそれに準じていくと、順応していくと、こういうお話でございますが、先ほど賛成となったんでありますが、やはり今日的に言えば地方議会が責任を負うのは地方の経済だとか、さまざまなことで責任を負うておる訳ですよ。したがってその職員においても、郡上市の市民において責任を果たすということそれぞれの職責を全うされる。それにまつわる給与も補償しなければ再生策できませんから。そういうことが私、最近頓

に国の補助金だとか交付税だとかという依存をしているからやむなく色々な国のおっしゃることに
ついては右習えという風潮はですね、最近には本当に各地方自治体の中で、ユニークという言葉で片付
けられるということもありますけれども、独自の自治、独自の市民に責任を負うのは自分たちなんだ
と、ですから一方的な直轄の補助金だとかそういうものについてもノーと言う、そういう立場という
ものを市民的なレベルで確保していくという風潮が私は地方分権の一つの流れとしてはむしろ責任
はこちら重くなってきたと、国のおっしゃるとおりにしておれば何の問題がないということでは成り
立たないというのが現状だというように思いまして、そういう意味においては今回の人事院の勧告、
それからこの時期において6月の1日を基準日にして改定しなきゃならんようなものをたちどころ
に法律を出して決めてあるいはそういう指導をされて、大変迷惑を被るという面もありますね、一面、
ですから根拠なく追随していくというようなそういう面は地方自治の本心からいって本分からいっ
て、地方分権の時代からいっていささか問題があるかと、というような意味において、先ほど私は賛
成はしませんでした、国が言うからそのまま準じていくというような姿勢では私は今後の地方自治
体、責任が持てないという趣旨もございまして、この件におきましては特に郡上市民の先頭に立たれ
まして、郡上市民に責任を負われるという市長の立場におかれまして、ただ単に国が示したこと
には追従すると、お世話になっとるんだからやむ負えんというような姿勢で今後とも市政を運営される
のかどうか。この点は非常に大事なことでございますので、市長のご見解をお伺いしたいと思います。
議長（美添谷 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） ご質問にお答えしたいと思いますが、私も地方自治というものにこれまで携わ
ってきた人間の一人として、今回は特別に何も強制的にやれと言われていた訳でもございませ
んし、郡上市というものは国や県の垂直的な位置関係の中で指図を受けている訳でもございませ
ん。そういった意味でノーと言わなければならない時には敢然としてノーと言う覚悟であります。た
だし、今回のケースにおいてはそういう状況にはないという判断を独自に判断させていただいて、議
案を提出させていただきますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（美添谷 生君） 他に質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美添谷 生君） 5番 鷲見馨君。

5番（鷲見 馨君） 5番 鷲見です。本日は議案132、133、134と3議案を審議されてきましたが、
一つだけ、こういう機会でございますので索引をしながら資料調書の中に考究していくというこ
とでございまして。議員とかの場合は制していくとございますけれども、職員の場合は本当に今
言われているように生活給があるという中で、こうした面につきまして本当に大変だろうと私
も思っております。

そこでお尋ねしたいことは、まず一つは各地域の前の職員の給与のあるいは多少の格差と、あ
るいは総額これだけやればどれぐらいの景氣的な削減効果があるのか、そしてもう一つは職員
の給与によ

って士気を違ふことの無いように、さらにこういう厳しい時代になりますので、十分に認識をされてがんばっていただくためにどういう指導をあるいは指示されていくのか市長さんのお考えを教えてくださいたいと思います。

議長（美添谷 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 御質問にお答えしたいと思いますが、まず第一点、この郡上市は合併をした訳でございますので7ヵ町村の旧職員が寄り集まっているということでございます。そういう中で従来、旧町村の職員の給与のあり方といいますか、それほど合併前もいわば先ほどのラスパイレス指数等において異なった状態ではなかったかと思いますが、ただ職員の例えば年齢、経験年数等と職位の進み具合とかそういったものに多少のそれぞれの地域の特色があったと、それを合併以来4年間、私が就任する前も非常にそのことについては意を用いて調整をしてきてくださっているというふうに認識をしております。今後もそういった点については、むしろ人事異動等の中で十分に配慮していきたいというふうに思っております。できるだけそういうことの無いように、かならずしも目が十分行き届いているかどうかわかりませんが、そのように配慮をしていきたいと思っております。

それから二点目ですけれども、今回の0.2か月分のカットによって本来ならば支給されるべきであった手当がどの程度削減されたかということでございますが、先ほどから御議論いただいております、議員、それから常勤の特別職、それから一般職合わせますと、試算では6,870万円の減でございます。

そして、これを種類別に分けますと、皆様議員の手当の減収が総額で140万円、それから常勤特別職の減が50万円、そして一般の職員の特定幹部ということで課長級以上の幹部職員で概ね1,260万円、それからその他の職員で5,420万円という削減ということになると思います。先ほどお話ございましたように、特に一般職員の皆さんに対してはラスパイレス指数等が90.2というような中で生活給としてのこうした手当を削らなければならないということは私にとってもつらいことではございますが、やはり今の民間等の給与等の実態を考えて、ここはがまんをしていただきたいと、理解を求めたいというふうに思っております。

こういう中で職員の士気という問題でございますけれども、できる限り、こうした面でなかなか報いてさしあげるといことは、なかなか難しい訳でございますが、やはり私は郡上市の職員として働き甲斐を持って、その誇りを持って働いていただけるようなそういった職場の環境づくりや仕事の仕方というものによって金銭面で報いることができない面をやはりできるだけ報いていくように、職場環境あるいは仕事の仕方等について今後十分配慮をしていきたいというふうに思っております。

議長（美添谷 生君） 他質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

(挙手する者あり)

議長(美添谷 生君) 4番、反対ですか。それでは、反対の諸君の討論を許可します。

4番 野田龍雄くん。

4番(野田龍雄君) 野田です。先ほども言いましたように、今回異例な先送りでなしに、前倒しと
いいですか、というかたちで調査も行い、そして正確な調査ができない段階でこの勧告が行われる。
しかも郡上市の場合は、先ほど論議がありましたように非常に職員の給与も低い方にあると、そうい
う中でこれを実施することについては、先ほど市長は士気を失わないようにと配慮したいといってみ
えますけども、全部で6,000万程、僕、もうちょっといっとるといっているように思ったんですけども、
そのお金、今回財政調整基金にも5億余の基金を積み上げるような状況の中ですので、今回は県の人
事院に習って様子を見ながら、そして皆さんもこの状況を真剣に考えてみえる訳ですから、秋の暮の
勧告を受けて、正規のきちんとした対応をしてくというようにするべきやと私は思いますので、今回
のこの提案には反対を申しあげます。

議長(美添谷 生君) 他に討論はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(美添谷 生君) 賛成の諸君の討論を許可します。

9番 古川文雄君。

9番(古川文雄君) 発言をさせていただきます。先ほどの132号から本件までの3件がですね、同
じ給与関連ということで賛成の具体的な意見につきましては先ほど述べさせていただきましたので、
省かさせていただきますけども、基本的にはそれと同じという中、プラスしまして、先ほど市長さん
も申されましたように特に郡上市のラスパイレスがですね、90.2%ということでございますので、今
後の面におきましては先ほど市長さんが言われましたとおりですね、職員の皆さんの士気、また意欲
の向上が望めるような方向で検討をいただくようお願いをしまして、賛成の意見といたします。以上で
ございます。お願いします。

議長(美添谷 生君) 他討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(美添谷 生君) それでは、賛成多数と認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可と
することに決定しました。

除斥について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） お諮りをいたします。次の議案については、16番 川嶋 稔君の利害関係のある事件であると認められますから、地方自治法第117条の規定により、川嶋 稔君除斥いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。

よって、川嶋 稔君を除斥することに決定いたしました。

川嶋 稔君、退席を求めます。

（川嶋 稔 議員 退場）

議案第135号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程15 議案第135号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中商工観光部長。

商工観光部長（田中義久君） 議案第135号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成21年5月28日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373でございます。指定する団体、郡上市美並町白山998番地2 美並フォレスト株式会社でございます。指定の期間、平成21年5月29日から平成24年3月31日まででございます。

よろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議長（美添谷 生君） 議案第135号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 135 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで 16 番 川嶋 稔君の入場を許可します。

（川嶋 稔 議員 入場）

報告第 4 号について

議長（美添谷 生君） 日程 16 報告第 4 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 報告第 4 号、専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 21 年 5 月 28 日、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、専決第 12 号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 21 年 3 月 26 日。

損害賠償による和解の内容でございます。平成 21 年 3 月 6 日午前 9 時 10 分ごろ、郡上市八幡町島谷地内県道有穂中坪線において、ゴミ収集車がゴミを積載する際に、停車して車のドアを開けたところ、相手方の車に接触した。市は示談により損害を賠償する。相手方につきましては、ここに記載させていただいております。賠償の額でございますが、8 万 6,259 円としていただきます。よろしくお願いをします。

議長（美添谷 生君） 以上で報告第 4 号は終了いたします。

市長あいさつ

議長（美添谷 生君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで日置市長よりごあいさつをいただきます。日置市長。

市長（日置敏明君） それでは、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、提案をさせていただきました 13 議案につきまして、慎重に御審議の結果、御一決を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

議長あいさつ

議長（美添谷 生君） それでは、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、13 件の議案、1 件の報告について議員各位、終始きわめて慎重な御審議をいただき、

全部議決をすることができました。これも一重に議員各位の協力によるものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

審議の間、常に真摯な態度をもって、執行機関におかれましては、御協力を賜りまことにありがとうございました。

また、6月には定例会が控えておりますので、議員の皆様方にも健康に留意されまして、ますます御活躍をいただきますことを御祈念申し上げ、閉会のあいさつに代えさせていただきます。

閉会の宣告

議長(美添谷 生君) 以上をもちまして、平成21年第3回郡上市議会臨時会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

(午後2時01分)

上記会議の経過を掲載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

写

郡議第 20 号

平成 21 年 5 月 28 日

郡上市長 日置敏明様

郡上市市議会議長 美谷添 生

会 議 の 結 果 報 告

平成 21 年第 3 回郡上市議会臨時会において、次の議案を議決したので、地方自治法第 123 条第 3 項の規定により次のとおり報告します。

記

議決番号	件 名	結 果
議案第 123 号	専決処分した事件の証人について(郡上市税条例等の一部を改正する条例)	原案承認 賛成多数
議案第 124 号	専決処分した事件の証人について(平成 20 年度郡上市一般会計補正予算(専決第 1 号))	原案承認 全会一致
議案第 125 号	専決処分した事件の証人について(平成 20 年度郡上市老人保健特別会計補正予算(専決第 1 号))	原案承認 全会一致
議案第 126 号	専決処分した事件の証人について(平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(専決第 1 号))	原案承認 全会一致
議案第 127 号	専決処分した事件の証人について(平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(専決第 1 号))	原案承認 全会一致
議案第 128 号	専決処分した事件の証人について(平成 20 年度郡上市介護保険特別会計補正予算(専決第 1 号))	原案承認 全会一致
議案第 129 号	専決処分した事件の承認について(高規格救急自動車の取得)	原案承認 全会一致
議案第 130 号	専決処分した事件の承認について(コミュニティバスの取得)	原案承認 全会一致

議案第 131 号	専決処分した事件の承認について（緊急通報システム端末機の取得）	原案承認 全会一致
議案第 132 号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について	原案承認 賛成多数
議案第 133 号	郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	原案承認 全会一致
議案第 134 号	郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案承認 賛成多数
議案第 135 号	郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 373 の指定管理者 の指定について	原案承認 全会一致

上記のほか、下記についても合わせて報告します。

議決番号	件 名	結 果
報告第 4 号	専決処分の報告について	報 告